

1 昭島市のあらまし

(1) 沿革

昭和36年（1961年）の夏、市域の多摩川で約200万年前の地層より、ヒゲクジラの化石が発見された。これにより日本がまだ大陸と地続きであったであろう頃、昭島市は東京湾の海岸であったと想定されている。また、北側に広がる立川段丘から南の多摩川に向かってなだらかな傾斜が続き、湧き水に恵まれた地形により、早くから先人がこの地に住み着いていたことを市内各所に見られる縄文早期の遺跡からうかがい知ることができる。

本市において集落が形成されてから以降の変遷を追うと次のようになる。

鎌倉幕府が武藏野台地の開墾を進めた結果、しだいに集落が形成され、村落の形態が整ったと言われている。戦国時代に高月城主・大石定重が多摩川対岸の滝山に城を築いたことにより、市域、わけても拝島は城下町のような性格を帶び、活況を呈した。江戸幕府が日光東照宮を建設するに及んで、市域は日光街道の要衝にあたる拝島を中心に入馬の継立場（宿場）として栄えた。江戸時代から明治初期にかけて、市域には、東から郷地村、福島村、築地村、中神村、宮沢村、大神村、上川原村、田中村、拝島村の9か村があった。

明治4年、廃藩置県の動きの中で神奈川県の管轄となり、明治17年には立川村とともに10か村連合村を形成した。その後、明治22年の市町村制により立川村が独立、9か村での組合村となった。さらに、明治26年には神奈川県から東京府に編入、明治35年には拝島村が独立、昭和にはいり同3年には残り8か村が合併し昭和村となった。この頃は、生糸や織物が隆盛であり、市域一帯が桑園化し全国屈指の養蚕村として栄えた。

しかしながら、昭和6年に満州事変、同12年に日中戦争が勃発し、立川飛行場に近い立地状況から航空機産業が進出し、次第に産業のまちへと変貌した。昭和16年には、昭和村が昭和町として町制を施行、昭和29年には昭和町と拝島村が合併し、東京都で7番目、人口36,482人の昭島市が誕生した。まちづくりの面では、工場誘致により、電子機器などの製造業が発展するとともに、都心から約35Kmの通勤圏に位置することから公営住宅の建設も行われ、近郊住宅地へとまちは移り変わった。昭和63年には市人口も10万人に達し、平成9年には長年の懸案であった新庁舎も完成、令和6年5月には市制施行70周年を迎える。

今後は、令和4年度から令和13年度までを計画期間とする新たな総合基本計画の将来都市像「水と緑が育む ふるさと昭島～多様性と意外性のある楽しいまちを目指して～」の確かな実現に向けて取り組みを進める。本計画の基本理念である「人間尊重」と「環境との共生」に基づき、安全・安心かつ利便性に富んだ都市基盤の整備と、昭島の地域特性を十分に踏まえ、未来永劫、子々孫々に至るまで「ふるさととしての昭島」「住宅都市としての昭島」を引き継ぎ、更なる発展を遂げるため、各般に渡る施策を展開していく。

(2) 概況

位 置	東経約139度20分～24分、北緯約35度41分～43分 都心から西方へ約35 km 立川市、福生市、八王子市、日野市に接している
地 勢	海拔 最高170.72m (拝島町六丁目 (乙) 60番地先) 最低 76.68m (郷地町三丁目 3番地先) 河川部分を除く 武藏野台地と呼ばれ、沖積層と洪積層の地質からなる。
面 積	17.34平方キロメートル (東西6.06km、南北3.88km、周囲19.58 km)
世 帯	55,690世帯 (令和4年1月1日現在)
人 口	113,829人 (令和4年1月1日現在)
財 政	46,204,000千円 (令和4年度一般会計当初予算)
教育施設	幼稚園7園 (私立7)、小学校14校 (市立13 私立1)、中学校7校 (市立6 私立1)、 高校3校 (都立2 私立1)、専門学校1校 (私立)
産 業	事業所総数3,548 (卸小売・飲食・宿泊業1,433 サービス業168 製造業264 建設業302 不動産・物品賃貸業240 運輸・情報通信業110 金融・保険業42 その他989) [平成28年経済センサスー活動調査より]
都市計画	都市計画区域面積1,733 h a 市街化区域面積1,440.2 h a (83.1%) (住居系1,018.7 h a 工業系336.9 h a 商業系84.6 h a) 市街化調整区域 292.8 h a (16.9%)
公 園 等	都市公園42 児童遊園49 一時開放子どもの広場 5
福祉施設	保育園22 (私立22) 幼保連携型認定こども園1 (社会福祉法人) 地域型保育事業5 (株式会社等) 児童センター 1 (市立) 高齢者福祉センター3 (市立) 保健福祉センター1 (市立) 障害者通所等施設58 (社会福祉法人等) (共同生活援助15、生活介護6、就労継続支援14、就労移行支援2、児童発達支援7、 放課後等デイサービス14) 高齢者福祉施設23 (社会福祉法人等) (特別養護老人ホーム5、介護老人保健施設4、認知症対応型共同生活介護5、 有料老人ホーム7、養護老人ホーム2)

昭島市人口の推移

(単位：人)

区分 年次	世帯数	人口				人口密度	一世帯あたり人員
		総数	男	女	増減		
昭和 29年	8,113	36,482	18,080	18,402		2,022	4.50
30年	8,368	37,316	18,614	18,702		2,069	4.46
35年	10,300	45,481	22,599	22,882		2,521	4.42
40年	17,680	59,165	29,851	29,314		3,440	3.35
45年	24,341	76,174	38,713	37,461		4,429	3.13
46年	25,266	77,772	39,416	38,356	1,598	4,522	3.08
47年	26,650	79,507	40,190	39,317	1,735	4,623	2.98
48年	27,195	80,664	40,888	39,776	1,157	4,690	2.97
49年	28,028	82,451	41,852	40,599	1,787	4,794	2.94
50年	28,571	84,013	42,560	41,453	1,562	4,884	2.94
51年	28,899	84,852	42,919	41,933	839	4,933	2.94
52年	29,208	85,535	43,255	42,280	683	4,973	2.93
53年	29,194	86,124	43,541	42,583	589	5,007	2.95
54年	29,512	86,805	43,846	42,959	681	5,047	2.94
55年	30,474	89,303	45,045	44,258	2,498	5,192	2.93
56年	30,827	89,662	45,285	44,377	359	5,213	2.91
57年	32,197	93,602	47,320	46,282	3,940	5,442	2.91
58年	33,124	95,932	48,525	47,407	2,330	5,577	2.90
59年	33,729	96,709	48,835	47,874	777	5,623	2.87
60年	34,059	97,370	49,277	48,093	661	5,661	2.86
61年	34,463	97,884	49,564	48,320	514	5,691	2.84
62年	35,149	98,764	50,132	48,632	880	5,742	2.81
63年	36,659	102,029	51,909	50,120	3,265	5,932	2.78
平成 元年	37,761	103,944	52,932	51,012	1,915	6,043	2.75
2年	38,608	104,848	53,430	51,418	904	6,096	2.72
3年	39,515	105,792	53,936	51,856	944	6,105	2.68
4年	40,176	106,512	54,230	52,282	720	6,146	2.65
5年	41,030	107,289	54,795	52,494	777	6,191	2.61
6年	41,659	108,037	55,153	52,884	748	6,234	2.59
7年	42,216	108,593	55,346	53,247	556	6,266	2.57
8年	42,597	108,709	55,367	53,342	116	6,273	2.55
9年	42,935	108,347	55,088	53,259	△ 362	6,252	2.52
10年	43,223	108,068	54,870	53,198	△ 279	6,236	2.50
11年	43,866	108,284	54,903	53,381	216	6,248	2.47
12年	44,029	107,427	54,372	53,055	△ 857	6,199	2.44
13年	44,804	107,828	54,516	53,312	401	6,222	2.41
14年	45,446	108,157	54,690	53,467	329	6,241	2.38
15年	46,697	110,135	55,696	54,439	1,978	6,355	2.36
16年	47,414	110,861	55,948	54,913	726	6,397	2.34
17年	47,649	110,894	55,898	54,996	33	6,399	2.33
18年	48,638	111,976	56,362	55,614	1,082	6,461	2.30
19年	49,458	112,568	56,643	55,925	592	6,496	2.28
20年	50,108	112,985	56,872	56,113	417	6,520	2.25
21年	50,373	112,774	56,768	56,006	△ 211	6,507	2.24
22年	50,947	113,262	57,018	56,244	488	6,536	2.22
23年	51,407	113,646	57,134	56,512	384	6,558	2.21
24年	51,687	113,679	56,996	56,683	33	6,560	2.20
25年	51,858	113,166	56,664	56,502	△ 513	6,561	2.18
26年	52,070	112,905	56,429	56,476	△ 261	6,562	2.17
27年	51,878	112,727	56,329	56,398	△ 178	6,563	2.17
28年	52,517	112,897	56,363	56,534	170	6,564	2.15
29年	52,807	112,789	56,222	56,567	△ 108	6,565	2.14
30年	53,490	113,244	56,424	56,820	455	6,531	2.12
31年	53,837	113,215	56,384	56,831	△ 29	6,529	2.10
令和 2年	54,324	113,397	56,435	56,962	182	6,540	2.09
3年	55,010	113,552	56,417	57,135	155	6,549	2.06
4年	55,690	113,829	56,574	57,255	277	6,565	2.04

昭和29年は、5月1日現在。以下各年1月1日現在。住民基本台帳人口（外国人登録を含む）
平成25年からは、住民基本台帳法改正により、外国人住民を含む。

民生安定施設の助成による建設

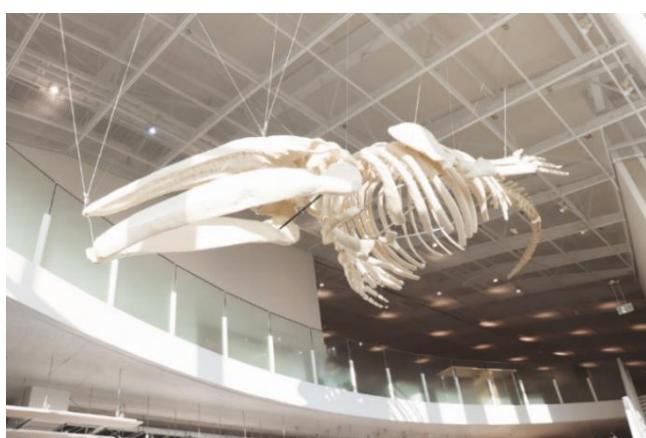
アキシマエンシス（教育総合福祉センター）（令和2年3月開設）



特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用した事業



くじら祭大くじら作成
(令和元年完成)



アキシマクジラ化石複製品等作成
(令和2年完成)

2 基地のあらまし

(1) 沿革

旧陸軍立川飛行場の付属施設として、昭和15年4月に瑞穂町から福生市につながる狭山丘陵の広大な土地を買収し、「多摩陸軍飛行場」として314haの規模で発足した。

その後、昭和17年には、陸軍航空審査部が設置され、陸軍の新鋭機や試作機のテスト飛行が行われていたが、終戦とともに昭和20年9月の米軍の進駐により接收（当時の滑走路は約1,300m）され、昭和21年には米軍により当時の村山町（現在の武蔵村山市）の字名を探り「横田基地」と改称された。

朝鮮戦争の間に基地は拡張され、B-29をもつ爆撃連隊が移駐し、主要な米軍基地となった。この頃から、航空機の大型化、ジェット化が進み、滑走路も昭和37年には、3,350mとなり、更に基地も拡張（面積約700ha）され、国鉄八高線、国道16号線は、基地の外周を迂回するよう移設された。

昭和39年には、F-105DとKC-135を伴う戦術戦闘機中隊が板付基地から移駐し、昭和42年には、F-4ファントム戦闘爆撃機も配備され、極東戦闘部隊の最重要基地としての性格を強めていった。昭和46年には、戦闘部隊は、沖縄等に移駐し、戦闘基地としての性格は薄れたが、ベトナム戦争の激化に伴い輸送中継基地として、極東における重要な基地となった。昭和47年には、ミドルマーカーが設置され、C-5ギャラクシー等大型輸送機による輸送活動が活発に行われて航空機騒音等の被害が激化した。この状況のもと、昭和40年～48年にかけて滑走路南側近く、飛行直下になる堀向地区の住民、570世帯の集団移転が行われた。

昭和48年1月、日米安全保障協議委員会で米空軍の関東平野地域における施設を横田基地に整理・統合する計画、いわゆる「関東空軍施設整理統合計画（K P C P）」が決定された。この計画は、横田基地の機能強化と恒久使用をもたらすものであり、昭島市をはじめ基地周辺市町は、国に対して抗議を行った。昭和49年11月には、在日陸海空軍の調整などを主任務とする在日米軍司令部及び日本・韓国の米空軍を統括する第5空軍司令部が横田基地に置かれ、極東戦略上重要な位置を占めることとなった。また、基地内の住宅、病院、学校などの施設整備が行われ、横田基地の人口、施設密度は約2倍になった。関東地域に駐留する米空軍は横田基地に整理・統合され、グリーンパーク、グランドハイツ、大和基地、立川基地、府中基地、関東村などが日本に返還されることとなった。昭和50年9月には、C-130ハーキュリーズ輸送機を配備した第345戦術空輸部隊が移駐し、これまで漸減していた航空機の飛行回数も増加し、旋回訓練により、長時間、広範囲にわたり騒音被害が増加した。

このような状況下、横田基地に離着陸する航空機の騒音等に悩む周辺住民により、昭和51年以降累次にわたり横田基地関連訴訟が提起されてきた。令和3年1月に第9次横田基地公害訴訟の判決が確定したことにより、それまでに提起された訴訟に関しては全て判決が確定している。（訴訟内容等についてはP30「横田基地関連訴訟」参照）

この間、平成5年11月には、日米合同委員会において、横田基地における夜10時から翌朝6時までの飛行制限について合意がなされた。

昭和58年1月には、横須賀基地を母港とする米海軍航空母艦ミッドウェイの艦載機の夜間離着陸訓練（NLP）がはじまった。平成3年9月からは米空母ミッドウェイに代わり米空母インディペンデンスが、平成10年8月から米空母インディペンデンスに代わり米空母キティホークが配備された。

平成元年には、フィリッピン・クラーク基地から5部隊の移駐が行われ、さらに、整理・統合によりクラーク基地にある第21戦術空輸中隊を横田基地に移駐させ、横田基地の第316戦術空輸群と合体して、第374戦術空輸航空団が新編成された。その後、平成4年、第475航空団と第374戦術空輸航空団が合併し現在の第374空輸航空団に再編成された。

現在は、在日米軍司令部、第5空軍司令部の他、基地の管理部隊である第374空輸航空団が配属されており、指揮並びに極東各地に展開している米軍に対する物資・兵員の輸送中継基地の役割を担っている。基地内施設整備として、平成13年3月から平成14年7月にかけて、日本政府の負担により舗装盤の老朽化した滑走路の全面改修が行われた。

また、この間の平成13年9月11日に米国本土で同時多発テロが発生し、横田基地も厳戒体制が取られた。我が国においてもこのテロ事件の対応として平成13年10月29日には「テロ対策措置法」が制定され、米軍物資輸送支援の一環として航空自衛隊のC-130輸送機も横田基地に飛来することとなった。

航空機騒音については、常駐機として配備されていたC-9ナイチンゲール医療空輸機4機が平成15年9月に退役したこともあり、騒音測定結果からは飛行回数、総音量ともに減少に向かった。これらの事情を背景として平成17年10月20日、20年ぶりに国の住宅防音工事対象区域である第1種区域の一部指定区域等の見直しが告示され、この一部について指定区域の解除告示が行われた。

一方、平成17年10月29日、日米安全保障協議委員会（2+2）による在日米軍再編に係る中間報告、そして平成18年5月1日には再編最終合意がなされ、この中で横田基地については、共同統合運用調整所の設置、府中の航空自衛隊航空総隊司令部の移駐、横田空域における民間航空機の航行円滑化に係る措置検討、横田飛行場のあり得るべき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討が盛り込まれた。その後、平成20年9月には空域の一部について、管制業務が日本に返還され、平成24年3月には航空自衛隊航空総隊司令部の運用が開始されている。また、移駐に合わせ、日米司令部組織間が日本の防衛のための共同対処に資する機能を果たすための共同統合運用調整所を設置し運用を開始している。軍民共同使用に関しては、東京都を中心に検討が重ねられているが、現時点では結論は出でていない。

平成27年5月には、米国政府から日本政府に対し、平成29年後半にCV-22オスプレイ3機を横田基地に配備し、平成33年までに計10機配備する旨の接受国通報が行われたが、

平成29年3月、米国防省は、横田基地に配備予定のCV-22オスプレイのうち、最初の3機の到着を延期することについて公表した。この公表によれば、2020（平成32）米会計年度に到着するとされていた。

平成30年4月に在日米軍は、米空軍CV-22オスプレイの横田基地への配備について、太平洋地域における安全保障上の懸念に対応するため、平成29年に公表したスケジュールの変更を発表し、平成30年10月1日にCV-22オスプレイ5機を横田基地に配備した。2024年（令和6年）米会計年度までに段階的に計10機のCV-22オスプレイと約450人の人員を横田基地に配備するとしている。

令和元年8月、国は半世紀余にわたり課題となっている美堀町2丁目及び3丁目に所在する国有地の利用について、その解決に向けて地元住民に対して説明会を行った。（P62「移転後の国有地について」参照）

令和2年7月、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」が改正され、防衛施設関係施設の敷地又は区域及びその周辺おおむね300mの地域の上空において小型無人機等の飛行が禁止された。

令和3年4月より横田飛行場周辺における告示後住宅防音事業の対象拡大により、平成17年10月の区域見直しによって指定された85W以上の区域内の対象となる住宅は、平成17年10月20日までに建築された住宅となった。

令和3年7月には、6機目のCV-22オスプレイが横田基地に配備された。

(2) 概況

横田基地は、極東各地に展開している米軍の部隊及び基地に対する物資・兵員の輸送中継基地及び指揮の中枢基地となっている。また、平成24年3月26日に航空自衛隊航空総隊司令部及びその関連部隊が、府中基地から横田基地に移転し、日米共同基地として航空自衛隊横田基地の運用が開始された。

① 所在地 立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町

② 規模 総面積 約7,136千m²

(南北約4.5km 東西約2.9km 周囲約14km)

内訳 (A)

国・民有地	面積(千m ²)	構成率(%)
国 有 地	7,075	99.1
都 有 地	34	0.5
民・公有地	27	0.4
計	7,136	100.0

内訳 (B)

市町村名	面積(千m ²)	構成率(%)
福生市	3,317	46.5
瑞穂町	2,101	29.4
武蔵村山市	990	13.9
羽村市	417	5.8
立川市	290	4.1
昭島市	21	0.3
計	7,136	100.0

昭島市分内訳 引込線等

③ 施設内容

在日米軍

・管理部隊 米空軍第374空輸航空団

・使用部隊 在日米軍司令部

第5空軍司令部

米空軍第374空輸航空団

(運用群、整備群、使命支援群、医療群)

第730航空機動中隊

沿岸警備隊極東支部

米軍放送網 (AFN 旧FEN)

太平洋空軍音楽隊 等

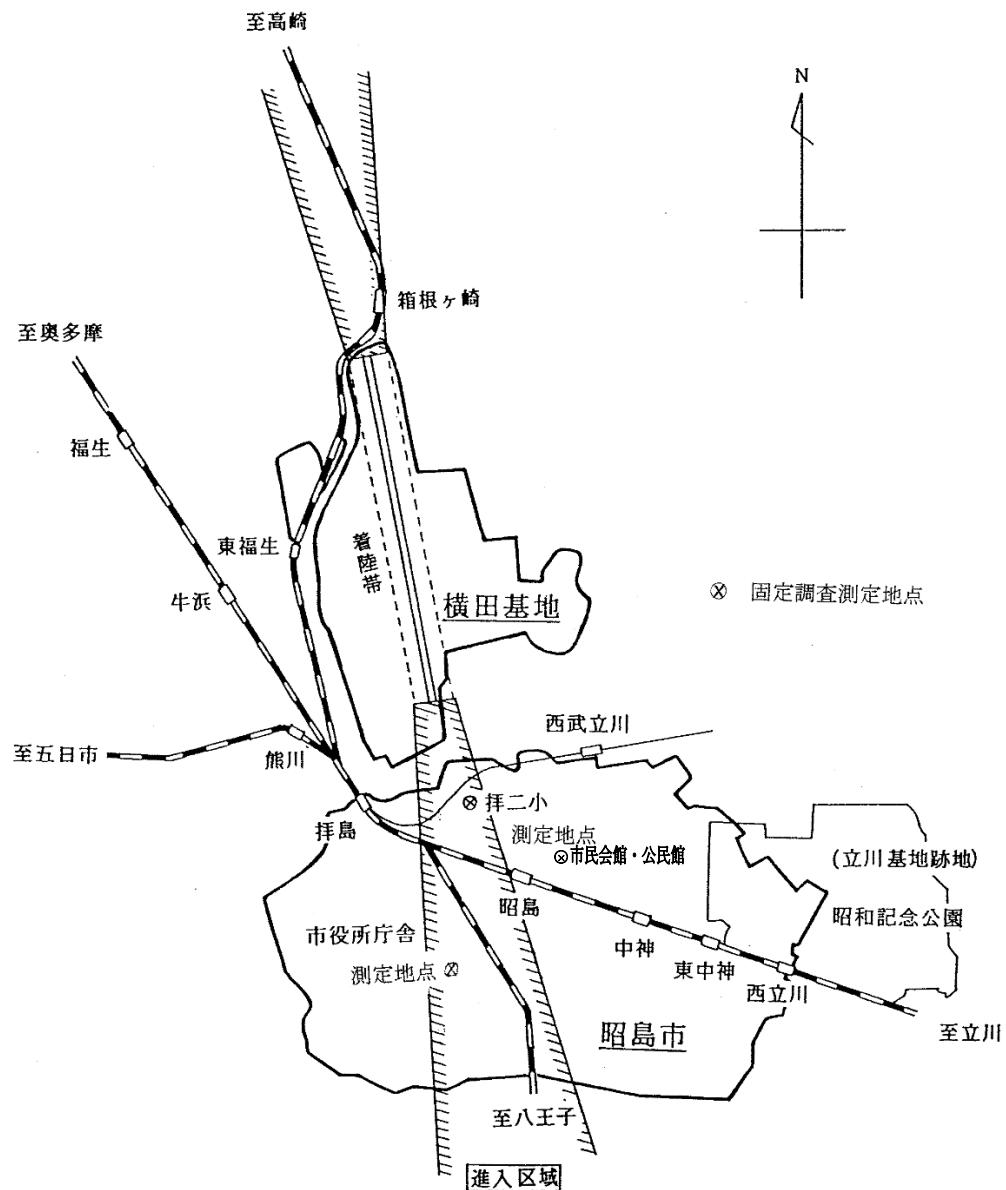
航空自衛隊 航空総隊司令部

航空戦術教導団司令部

作戦情報隊
作戦システム運用隊
横田気象隊
横田地方警務隊 等

- ・航空自衛隊人員（令和4年1月現在） 約1,000人
- ・滑走路 約3,350m（延長）×約60m（幅）
他に オーバーラン 約600m（南側約300m、北側約300m）

昭島市と横田基地の位置図



＜横田基地常駐機＞



C-130

ハーキュリーズ輸送機 J型 14機



C-12

ヒューロン輸送・連絡機 3機



UH-1

ヒューアイ ヘリコプター 4機



C V—2 2

オスプレイ輸送機 6 機

<主な飛来機>



ボーイング 747 チャーター機

(旅客・輸送機)



ボーイング 757 チャーター機

(旅客・輸送機)



ボーイング 767 チャーター機

(旅客・輸送機)



C-17

グローブマスターIII輸送機



C-5

ギャラクシー輸送機



K C - 1 0

エクステンダー給油・輸送機



K C - 1 3 5

ストラトタンカー給油・輸送機



F - 1 6

ファイティングファルコン戦闘機



RQ-4

グローバルホーク無人偵察機



MV-22

オスプレイ輸送機

(米空母艦載機)



F/A-18

スーパーホーネット (戦闘機)

(3) 経緯

年 月	内 容
昭和15年4月	旧日本軍立川飛行場の付属施設「多摩陸軍飛行場」として設置される
昭和20年9月	米陸軍第1騎兵師団小分遣隊が進駐し接收、米軍第2航空輸送団が移駐
昭和21年8月	米軍により、基地北東部、当時の村山町（現武藏村山市）内の「字名」から「横田基地」と命名される
昭和25年6月	朝鮮戦争勃発、軍用機の大型化・ジェット化に伴い、基地の拡張が図られる
昭和35年12月	埼玉県ジョンソン基地の滑走路施設返還により、第41航空師団及び第3爆撃連隊が、B-57爆撃機とF-102迎撃戦闘機を伴い移駐
昭和36年2月	昭島市、福生町、村山町、砂川町、瑞穂町の1市4町が「横田基地爆音対策協議会」を発足
昭和37年1月	滑走路南側に接近灯（アプローチ・ランプ）設置 (滑走路3,350m)
昭和39年5月	板付基地から、第35、36及び第80戦術戦闘機中隊がF-105戦闘機等を伴って移駐
昭和42年10月	F-105が他へ移駐、F-4ファントム戦闘爆撃機が飛来
昭和45年7月	超大型輸送機C-5ギャラクシーが初飛来
昭和47年6月	基地南側にミドルマーカー（中間電波誘導信号所）設置
昭和48年1月	第14回日米安全保障協議委員会で、関東空軍施設整理統合計画が合意され、空軍施設を横田基地へ集約することとなる
昭和48年8月	ミドルマーカー（中間電波誘導信号所）作動開始
昭和49年3月	昭島市掘向地区の移転指定区域内 570世帯が移転完了
昭和49年11月	関東空軍施設整理統合計画に基づき、横田基地に在日米軍司令部と第5空軍司令部が配置される
昭和50年3月	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、横田基地を特定防衛施設に指定
昭和51年4月	航空機騒音に悩む基地周辺住民が、国を相手に「夜間飛行差し止め及び損害賠償」で東京地裁八王子支部に提訴（第一次公害訴訟 41人）
昭和52年11月	第二次公害訴訟 112人が提訴
昭和54年8月	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、第1種区域（85W以上）、第2種区域（90W以上）が指定される

年 月	内 容
昭和55年 9月	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、第1種区域(80W以上)が指定される
昭和56年 7月	第一次、第二次訴訟第一審判決(賠償勝訴、夜間飛行差し止め却下)国、原告ともに控訴
昭和57年 7月	第一次、第二次訴訟団の家族605人からなる第三次訴訟提起
昭和59年 3月	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、第1種区域(75W以上)が指定される
昭和60年 3月	30日、ミドルマーカー(中間電波誘導信号所)撤去
昭和62年 7月	第一次、第二次訴訟高裁判決(賠償勝訴、夜間飛行差し止め却下)国、原告ともに上告
平成元年 3月	第三次訴訟地裁判決 国、原告ともに控訴
平成元年 9月	フィリピン・クラーク基地から、C-9を伴って第20航空医療空輸飛行隊等5部隊が横田基地に移駐
平成元年12月	クラーク基地からC-130を伴って、第21戦術空輸飛行中隊が横田基地に移駐
平成 3年 8月	米軍飛行訓練が硫黄島で始まる
平成 4年 4月	第475航空団と第374戦術空輸団が合併、第374空輸航空団に再編成される
平成 5年 2月	第一次、第二次訴訟最高裁判決 過去分の賠償認定、夜間飛行差し止め却下で確定
平成 5年10月	横田基地内航空機燃料漏れ事故判明(18,000ガロン、ドラム缶約340本)
平成 5年11月	日米合同委員会で、「横田基地における夜10時から朝6時までの飛行制限について」合意
平成 6年 3月	第三次訴訟東京高裁判決 過去分の賠償認定、飛行差し止めと将来分の損害賠償却下で確定
平成 6年12月	第四次公害訴訟提訴(横田基地飛行差し止め訴訟) 原告320人 昼夜間わず市街地上空の訓練飛行の禁止、過去・将来の損害賠償などを求める訴訟
平成 7年 3月	横田基地で、陸軍・海軍・空軍・海兵隊の4軍合同防空演習実施
平成 7年10月	横田基地内航空機燃料漏れの除去作業開始
平成 8年 4月	新横田基地公害訴訟団第一次提訴(原告3,140人) 午後9時~午前7時までの飛行禁止などを求める訴訟を米国政府を含めて提訴

年 月	内 容
平成 9 年 2 月	新横田基地公害訴訟団第二次提訴（原告2,781人）
平成 9 年 4 月	住宅防音工事対象区域の内、85WECPNL以上の区域について、これまで昭和54年8月31日の在家が対象とされていたが、昭和59年3月31日の在家まで拡大
平成 9 年 6 月	米軍の山梨県北富士演習に伴い、横田基地に日本の民間機が初飛来
平成 9 年 8 月	横田基地南側に誘導電波による計器着陸装置（I S L）を設置
平成10年 4 月	平成 9 年から、アラスカ・エルメンドルフ空軍基地への配置換えが行われ、横田基地常駐機は、C－130が13機、C－9が4機、C－21が4機、UH－1が4機となる
平成10年 7 月	13日基地内、燃料引込み線のポンプステーション付近で給油ホースから航空機燃料 30～50ガロン漏出
平成10年12月	29日福生市内で、米兵2人と瑞穂町住人が争い、瑞穂町住人が重傷を負う
平成11年 4 月	住宅防音工事、建替工事（10年以上経過し、継続性を有する）が対象となる
平成12年 5 月	基地武蔵村山市側第17ゲートから日本人3名が進入、C－9に乗り込み掴む
平成12年 7 月	武蔵村山市中原から基地に向けて飛しょう弾2発が発射された 基地東側誘導路付近で金属弾1個発見
平成12年 9 月	立川市泉町都道で米兵による女性（72歳死亡）轢逃げ事故発生
平成12年 9 月	N L P（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が横田飛行場で実施
平成13年 3 月	横田基地滑走路改修工事開始
平成13年 7 月	新横田基地公害訴訟（八王子地裁支部）結審
平成13年 9 月	11日、ニューヨーク世界貿易センタービル破壊など同時テロ発生、横田基地厳戒体制に入る
平成13年 9 月	横田基地米兵、酔って福生市立第一小学校のガラス破損
平成13年12月	基地内のテロ警戒投光機、武蔵村山側基地隣接農作物に異常を与える
平成14年 2 月	外務省、防衛施設庁、在日米大使、在日米軍はN L Pを硫黄島で原則実施了解
平成14年 4 月	新横田基地公害訴訟、米軍への「夜間や早朝の飛行差止め」上告に対し、最高裁は「米軍の公的活動には日本の民事裁判権は及ばない」と判断、上告棄却判決
平成14年 5 月	15日夜、基地内で地上模擬爆破装置、サイレン、ジャイアントボイスを使用した訓練が行われ、周辺住民から苦情・問い合わせが殺到
平成14年 5 月	23日、横田基地飛行差止め訴訟（359人）（八王子地裁支部）結審

年月	内 容
平成14年 5月	30日、新横田公害訴訟（約6千人）八王子地裁支部が判決
平成14年 6月	11日、新横田公害訴訟団判決不服として東京高裁に控訴
平成14年 7月	横田基地滑走路全面改修工事（平成13年3月から工事、路面補強、コンクリート板敷設）が完了
平成15年 3月	横田基地に向けて金属弾ゲリラ
平成15年 5月	13日、横田基地飛行差止め訴訟、一審判決 飛行差止め及び訓練飛行の禁止棄却 将来分損害賠償 却下 過去分損害賠償額 約1億6千万円の賠償命令 同月、原告・国双方が控訴
平成15年 5月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施
平成15年 7月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施
平成15年 9月	C-9航空機撤収。所管の第374航空医療搬送中隊解散
平成15年10月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施 サイレン吹鳴は無し
平成15年11月	新横田基地訴訟の控訴審が東京高裁で開始
平成16年 2月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施
平成16年 7月	NLP（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で実施
平成16年 9月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施
平成16年10月	新潟県中越地震の被害者支援のため、東京都と横田基地周辺5市1町の支援物資が米軍の輸送機により横田基地から新潟空港に輸送された
平成16年11月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施
平成16年12月	新横田公害訴訟（東京高裁）結審
平成17年 1月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施
平成17年 1月	地上爆発模擬装置（グランドバーストシミュレータ）を使用した演習が行われた
平成17年 3月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施
平成17年 9月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施
平成17年10月	20日、住宅防音工事対象区域である第1種区域の一部指定区域解除の告示がなされた
平成17年10月	29日、日米安全保障協議委員会（2+2）において在日米軍再編に係る中間報告がなされ、横田基地については、共同統合運用調整所の設置、府中の航空自衛隊航空総隊司令部の移駐、横田空域における民間航空機の航行円滑化に係る措置検討が盛り込まれた
平成17年11月	30日、新横田公害訴訟高裁判決。飛行差止め棄却 将来分損害賠償却下（一部認定）、危険への接近不適用、過去分損害賠償額 約32億5千万円

年月	内 容
	国は一部将来分の損害賠償について、原告は飛行差止めについて上告
平成17年12月	運用即応演習（ジャイアントボイス）実施
平成18年 5月	N L P（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で実施
平成18年 5月	1日、日米安全保障協議委員会（2+2）において、在日米軍再編に係る最終合意がなされた 中間報告で盛り込まれた内容について、その具体的な実施日程を含めた計画を「再編実施のための日米のロードマップ」として発表
平成18年10月	N L P（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で実施
平成19年 5月	N L P（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で実施
平成19年 5月	新横田公害訴訟最高裁判決。審査終了後の損害賠償、飛行差止め却下で確定
平成19年10月	N L P（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で実施
平成20年 3月	N L P（空母キティホーク艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で実施
平成19年 7月	横田飛行差し止め訴訟（東京高裁）結審
平成20年 7月	17日、横田基地飛行差止め訴訟控訴審判決 飛行差止め棄却。将来分損害賠償却下、危険への接近 不適用、過去分損害賠償額 約1億9千万円 原告は飛行差止めについて上告
平成20年 9月	横田空域の一部返還
平成21年 4月	横田飛行差止め訴訟上告棄却
平成21年 5月	N L P（原子力空母ジョージ・ワシントン艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で実施
平成22年 5月	N L P（原子力空母ジョージ・ワシントン艦載機の夜間離着陸訓練）が硫黄島で実施
平成23年 3月	基地が東日本大震災への支援「ともだち作戦」の拠点となる
平成23年 3月	航空自衛隊航空総隊司令部の一部の移転が始まる
平成24年 1月	運用即応演習が行われる
平成24年 1月	サムライサージ及び物資投下訓練が行われる
平成24年 2月	運用即応演習が行われる
平成24年 3月	緊急管理演習が行われる
平成24年 3月	運用即応演習が行われる
平成24年 3月	航空自衛隊航空総隊司令部の移転が完了する
平成24年 4月	第374空輸航空団整備中隊所属の上等空兵が港区六本木で傷害事件を起こし、現行犯逮捕
平成24年 5月	緊急管理演習が行われる

年月	内 容
平成24年 6月	サムライサージ及び投下等訓練が行われる
平成24年 7月	運用即応演習が行われる
平成24年 7月	航空機の運用訓練が行われる
平成24年10月	パラシュート降下訓練が行われる
平成24年11月	運用即応演習が行われる
平成24年12月	第9次横田基地公害訴訟 137人が提訴 午後7時～午前8時までの飛行禁止、過去及び将来の騒音被害に対する損害賠償などを求める訴訟
平成25年 1月	緊急管理演習が行われる
平成25年 2月	即応準備週間が行われる
平成25年 3月	緊急管理演習が行われる
平成25年 3月	第2次新横田基地公害訴訟 905人が提訴 午後7時～午前7時までの飛行禁止、過去及び将来の騒音被害に対する損害賠償、これまでW値（うるさき指数）75以上の地域住民のみに認められていた賠償の範囲を70以上まで広げるなどを求める訴訟
平成25年 4月	横田基地第730航空機動中隊所属の上級空兵が福岡市で窃盗事件を起こし、現行犯逮捕
平成25年 6月	編隊飛行訓練が行われる
平成25年 6月	パラシュート降下訓練が行われる
平成25年 7月	横田基地に勤務する米軍属の米国人の男とその息子が、福生駅付近で日本人暴行被疑事件を起こし、その後、逮捕
平成25年 7月	運用即応演習が行われる
平成25年 7月	第2次新横田基地公害訴訟 173人が追加提訴
平成25年 8月	編隊飛行訓練が行われる
平成25年 8月	パラシュート降下訓練が行われる
平成25年 9月	武藏村山市内で、横田基地所属の米軍人による交通事故が発生
平成25年10月	即応準備週間が行われる
平成25年10月	編隊飛行訓練が行われる
平成25年10月	福生市内のアクセサリー店で、横田基地所属の米軍属家族が強制わいせつ事件を起こし、平成26年2月24日に逮捕
平成25年11月	人員降下訓練が行われる
平成26年 2月	人員降下訓練が行われる
平成26年 3月	サムライ即応監査が行われる
平成26年 3月	人員降下訓練が行われる

年月	内 容
平成26年 4月	人員降下訓練が行われる
平成26年 4月	編隊飛行訓練が行われる
平成26年 5月	サムライ即応監査が行われる
平成26年 6月	人員降下訓練が行われる
平成26年 7月	人員降下訓練が行われる
平成26年 7月	サムライ即応演習週が行われる
平成26年 7月	緊急管理演習が行われる
平成26年 8月	人員降下訓練が行われる
平成26年 9月	人員降下訓練が行われる
平成26年10月	人員降下訓練が行われる
平成26年11月	日米共同統合演習に伴う横田基地における日米共同訓練が行われる
平成26年11月	同月25日午前1時30分から約1時間、基地内放送システムの誤作動によりスピーカー1箇所から非常に大きなサイレン音が鳴り続ける
平成26年12月	人員降下訓練が行われる
平成27年 1月	人員降下訓練が行われる
平成27年 1月	サムライ即応監査が行われる
平成27年 2月	人員降下訓練が行われる
平成27年 3月	人員降下訓練が行われる（4月2日まで）
平成27年 5月	サムライ即応監査が行われる
平成27年 5月	米国政府から日本政府に対し、横田飛行場へのCV-22オスプレイ配備に関する接受国通報
平成27年 8月	警戒対応能力の訓練が行われる
平成27年 9月	国道16号牛浜北通り入口交差点付近で、横田基地関係車両から未消尽弾1個と空薬きょう269個が落下し道路に散乱
平成27年 9月	人員降下訓練が行われる
平成27年10月	日本政府は、米国政府から提供を受けた、「CV-22の横田飛行場配備に関する環境レビュー」を公表
平成27年11月	サムライ即応監査が行われる
平成27年11月	人員降下訓練が行われる
平成27年12月	リュックサックを背負った侵入者があったため、基地住民の安全と基地の保全のため、すべてのゲートが一時閉鎖される
平成28年 1月	人員降下訓練が行われる
平成28年 2月	訓練・監査（基地外の公共衛生施設との連絡調整）が行われる（3月1日まで）

年月	内 容
平成28年 3月	人員降下訓練が行われる
平成28年 3月	飛行訓練が行われる
平成28年 4月	熊本地震の被災地域で行われている災害救援活動を、横田基地所属C－130輸送機により支援
平成28年 4月	人員降下訓練が行われる
平成28年 5月	災害時における人道支援の要請等に対する対応力の訓練が行われる
平成28年 5月	人員降下訓練が行われる
平成28年 7月	人員降下訓練が行われる
平成28年 7月	サムライ即応演習週が行われる
平成28年 8月	横田飛行場とI H I 瑞穂工場隣接地におけるゲートの設置（車止めを含む）に係る工事が完了
平成28年10月	人員降下訓練が行われる
平成28年10月	日米共同統合演習に伴う横田基地における日米共同訓練が行われる（11月11日まで）
平成28年11月	人員降下訓練が行われる
平成28年11月	演習・監査（自然災害への対応訓練）
平成28年12月	緊急時における部隊の即応性訓練
平成29年 1月	人員降下訓練が行われる
平成29年 1月	部隊別の即応性訓練
平成29年 2月	サムライ即応監査が行われる
平成29年 2月	人員降下訓練が行われる
平成29年 3月	基地内警戒態勢の強化訓練
平成29年 3月	1日、第2次新横田基地公害訴訟（東京地裁立川支部）結審
平成29年 3月	3日基地内、フライライン上のコンクリートパッドにおいて、横田基地所属C-130Hの整備中に燃料漏れがあり、約100ガロンほどの燃料が流出
平成29年 3月	C－130輸送機をH型から新型のJ型に交替（全14機を順次交替）
平成29年 3月	人員降下訓練が行われる
平成29年 4月	人員降下訓練が行われる
平成29年 4月	空母ロナルド・レーガン艦載機(F C L P)の着陸訓練が硫黄島で行われる
平成29年 4月	関東航空機空中衝突防止対策会議が開催される
平成29年 5月	福生市内で横田基地に勤務している米軍属による交通事故が発生
平成29年 5月	米空軍グローバル・ホークの横田基地への一時展開される 10月に帰投する

年月	内 容
平成29年 6月	部隊別の即応性訓練が行われる
平成29年 6月	PAS（パブリック・アドレス・システム）の試験放送が行われる
平成29年 6月	横田基地内住宅地区にて不発弾（古い銃弾の入った箱）が発見される
平成29年 7月	人員降下訓練が行われる
平成29年 8月	サムライ即応演習が行われる
平成29年 8月	PAC-3展開訓練が行われる
平成29年 8月	日米共同実動訓練（オリエントシールド）が東富士演習場等で行われる陸上自衛隊と同訓練に参加する米陸軍の人員等の輸送のための航空機が飛来する
平成29年 9月	人員降下訓練が行われる
平成29年10月	11日、第2次新横田基地公害訴訟一審判決（東京地裁立川支部第19回口頭弁論判決言い渡し）自衛隊機の離着陸等の差し止めは却下　米軍機の離着陸等の差し止め棄却　損害賠償は、告示センターによる75W以上の地域の住居者のみ認める　将来分は却下　差止、将来請求分の損害賠償請求を求め東京高裁へ控訴
平成29年10月	16日、最後のC-130H輸送機2機が帰投
平成29年10月	サムライ即応監査が行われる
平成29年10月	米空軍グローバル・ホーク10月に帰投する
平成29年10月	人員降下訓練が行われる
平成29年11月	人員降下訓練が行われる
平成29年11月	物資投下訓練が行われる
平成29年11月	サムライ即応監査が行われる
平成29年12月	F A-18 4機が飛来し、タッチアンドゴー行われる
平成29年12月	防衛施設周辺放送受信事業（NHK放送受信料の助成制度）について見直しが公表された
平成30年 1月	習志野演習場における降下訓練始めに参加する米陸軍第1特殊作戦部隊（沖縄）が航空機で飛来　（横田基地から習志野演習場までに車両で移動）
平成30年 1月	羽村市で横田基地内勤務の米軍属の酒気帯び運転による交通事故が発生
平成30年 1月	人員降下訓練が行われる
平成30年 3月	サムライ即応監査が行われる
平成30年 3月	人員降下訓練が行われる
平成30年 3月	日米施設部隊による飛行場被害復旧等訓練が行われる
平成30年 4月	在日米軍は、太平洋地域における安全保障上の懸念に対応するため、平成

年月	内 容
平成30年 4月	29年に公表したスケジュールを変更し、同年夏頃に5機のC V-2 2 オスプレイを横田飛行場へ配備すると発表
平成30年 4月	人員降下訓練が行われる
平成30年 4月	19日、20日、人員降下訓練が行われる(無通告)
平成30年 4月	27日、残りの2機が横田基地に到着し、C - 1 3 0 J 輸送機（全14機）への交替が完了
平成30年 5月	編隊飛行訓練（「サムライ・サージ」）が行われる
平成30年 5月	F C L P（陸上模擬着艦訓練）が硫黄島で実施される
平成30年 6月	サムライ即応監査が行われる
平成30年 6月	人員降下訓練が行われる
平成30年 6月	台風からの緊急避難のため、嘉手納飛行場に駐機しているK C - 1 3 5 及びC - 1 3 0 H（計8機）3機が横田基地へ飛来
平成30年 7月	沖縄県への台風接近に伴う米軍機（K C - 1 3 5 及びR C - 1 3 5 計7機）の横田飛行場への避難
平成30年 8月	人員降下訓練が行われる(無通告)
平成30年 8月	サムライ即応監査が行われる
平成30年 8月	米軍嘉手納基地所属の輸送機及び空中給油機計10機程度が、台風の接近に伴う緊急避難のため横田基地に飛来
平成30年 8月	人員降下訓練が行われる（無通告）
平成30年 9月	人員降下訓練が行われる
平成30年10月	C V-2 2 オスプレイ5機が配備される
平成30年10月	日米共同統合演習(実動演習)が実施される
平成30年10月	サムライ即応監査が行われる
平成30年10月	日米施設部隊による飛行場被害復旧等訓練が行われる
平成30年10月	人員降下訓練が行われる
平成30年11月	人員降下訓練が行われる
平成30年11月	編隊飛行訓練（サムライ・サージ）が行われる
平成30年11月	30日 第9次横田基地公害訴訟一審判決(東京地裁立川支部) 自衛隊の離着陸、音量規制等は却下、米軍の離着陸、音量規制等は棄却 過去の分についての損害賠償を認める 将来分は却下 自衛隊・米軍の離着陸、音量規制等、将来請求分の損害賠償請求を求める東京高裁に控訴
平成31年 1月	習志野演習場における降下訓練始めに参加する米陸軍第1特殊作戦部隊（沖縄）が航空機で飛来（横田基地から習志野演習場まで車両で移動）

年月	内 容
平成31年 1月	人員降下訓練が行われる
平成31年 2月	天候不良により、F-22及びKC-135が横田飛行場ヘダイバード
平成31年 3月	人員降下訓練が行われる
平成31年 3月	日米施設部隊による飛行場被害復旧等訓練（消防訓練）が実施される
平成31年 3月	人員降下訓練が行われる（無通告）
平成31年 4月	1日、3日、5日、12日、人員降下訓練が行われる（無通告）
令和元年 5月	人員降下訓練が行われる
令和元年 5月	サムライ即応監査が行われる
令和元年 5月	空母ロナルド・レーガン艦載機着陸訓練（FCLP）が硫黄島で行われる
令和元年 5月	羽村市内及び福生市内で横田基地所属の軍人が酒気帯び運転による物損事故
令和元年 5月	人員降下訓練が行われる
令和元年 5月	千葉県において第374空輸航空団所属の人員が酒気帯びによる物損事故
令和元年 6月	6日、第2次新横田基地公害訴訟東京高裁第5回口頭弁論判決言い渡し 過去の損害賠償（告示センターによる75W以上の地域の居住者のみ）は認める 自衛隊機の離着陸等の差止めは却下 米軍機離着陸等の差止めは棄却 将来分は却下 最高裁に上告、上告受理申立
令和元年7月	1日、CV-22オスプレイ運用部隊の交代により、第21特殊作戦部隊及び第753特殊作戦航空機整備中隊による運用が開始される
令和元年 7月	日出生台演習場において、陸上自衛隊による米空軍機からの空挺降下訓練の実施にあたり、隊員を演習場まで輸送するため横田基地を使用
令和元年 7月	基地内警戒態勢の強化訓練が行われる
令和元年 7月	人員降下訓練が行われる
令和元年 7月	横田基地において航空機空中衝突防止会議を開催される
令和元年 8月	横田飛行場に米空軍グローバル・ホーク4機が一時展開
令和元年 8月	サムライ即応監査が行われる
令和元年 8月	「美堀町2丁目及び3丁目に所在する国有地の利用について」北関東防衛局による住民説明会が開催される
令和元年 8月	日米施設部隊による飛行場被害復旧等訓練が行われる
令和元年 9月	日米施設部隊による飛行場被害復旧等訓練が行われる
令和元年 9月	横田基地日米友好祭へ陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団が参加し、空挺降下の展示が行われる
令和元年 9月	人員降下訓練が行われる

年月	内 容
令和元年10月	福生市において横田基地所属の軍人が酒気帯びによる物損事故
令和元年10月	CV-22オスプレイの目視情報提供が終了
令和元年10月	日米施設部隊による飛行場被害復旧等訓練が行われる
令和元年10月	サムライ即応監査が行われる
令和元年10月	米空軍グローバル・ホーク4機グアムに帰投
令和元年11月	日出生台演習場及び航空自衛隊築城基地において、国内における横田基地所属の米空軍機からの空挺降下訓練が行われる
令和2年1月	習志野駐屯地において、横田基地所属部隊及び米空軍機の参加による日米空挺降下の展示が行われる
令和2年1月	KC-135がエンジントラブルのため横田基地に着陸
令和2年1月	横田基地に向かっていた米軍のチャーター機が燃料不足のため成田空港に着陸
令和2年1月	横田基地において抜き打ち演習を実施
令和2年1月	23日、第9次横田基地公害訴訟控訴審判決(東京高裁)　自衛隊の離着陸、音量規制等は却下　米軍の離着陸、音量規制等は棄却　過去分についての損害賠償を認める　将来分は却下
令和2年2月	航空機訓練が行われる
令和2年2月	日米共同統合防災訓練が行われる
令和2年2月	第9次横田基地公害訴訟原告団が最高裁に上告
令和2年5月	大規模な編隊飛行訓練が行われる
令和2年5月	空母ロナルド・レーガン艦載機発着訓練(FCLP)が硫黄島で行われる
令和2年5月	横田飛行場に米空軍グローバル・ホーク6機が一時展開
令和2年6月	人員降下訓練が行われる
令和2年7月	「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」が改正され、防衛施設関係施設の敷地又は区域及びその周辺おおむね300mの地域の上空において小型無人機等の飛行が禁止される
令和2年7月	玉城寺原演習場及び航空自衛隊百里基地において、陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団による米空軍機からの降下訓練が行われる
令和2年7月	奥多摩町において横田基地所属の軍属が飲酒運転による交通事故
令和2年7月	立川市において横田基地所属の空軍兵が酒気帯び運転による交通事故
令和2年8月	サムライ即応監査が行われる
令和2年8月	人員降下訓練が行われる

年月	内 容
令和2年8月	北海道大演習場及び航空自衛隊千歳基地における陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団による米空軍機からの降下訓練が行われる
令和2年8月	人員降下訓練が行われる
令和2年9月	習志野演習場及び海上自衛隊厚木航空基地における陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団による米空軍機からの降下訓練が行われる
令和2年9月	米空軍グローバル・ホーク6機がグアムへ帰投
令和2年10月	福生市において横田基地所属の軍属が酒気帯運転による物損事故
令和2年10月	日米共同統合訓練(実動演習)が行われる
令和2年10月	サムライ即応監査が行われる
令和2年11月	日米施設部隊による滑走路被害復旧訓練が行われる
令和2年11月	横田基地から基地外の処分所に運ばれた土から50口径(12.7ml)弾1発発見される(1940年代製造の未使用のもの 長年にわたり地下に埋まっていたもの)
令和2年12月	9日、第2次新横田基地公害訴訟 最高裁の上告棄却により判決確定
令和3年1月	日米空挺降下訓練が行われる
令和3年1月	人員降下訓練が行われる
令和3年1月	横田基地内で狙撃事件があつという想定での演習【PAS(パブリック・アドレス・システム)使用】が行われる
令和3年1月	27日、第9次横田基地公害訴訟 最高裁がの告棄却により判決確定
令和3年2月	人員降下訓練が行われる
令和3年3月	東富士演習場及び横田基地において陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団による米空軍機からの降下訓練が行われる
令和3年3月	あきる野市において日米地位協定が適用されるメンバーが関与する飲酒運転による(飲酒検査の結果、法的制限値を超えていた)自動車事故
令和3年4月	横田飛行場周辺における告示後住宅防音事業の対象が拡大 平成17年10月の区域見直しによって指定した85W以上の区域内にある対象住宅の範囲が、平成17年10月20日までに建築された住宅となる
令和3年4月	人員降下訓練が行われる
令和3年4月	サムライ即応監査が行われる
令和3年4月	人員降下訓練が行われる
令和3年5月	習志野演習場及び横田基地における陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団による米空軍機からの降下訓練が行われる
令和3年5月	空母ロナルド・レーガン艦載機発着訓練(FCLP)が硫黄島で行われる

年月	内 容
令和3年6月	横田飛行場に米空軍グローバル・ホーク6機が一時展開
令和3年6月	人員降下訓練が行われる
令和3年7月	横田基地にC V-2 2 オスプレイ1機が追加配備
令和3年7月	人員降下訓練が行われる
令和3年7月	東富士演習場及び横田基地における陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団による米空軍機からの降下訓練が行われる
令和3年8月	サムライ即応監査が行われる
令和3年8月	陸自第1空挺団の米国における米陸軍との実動訓練が行われる
令和3年9月	日英米蘭加共同訓練(P C 2 1)が行われる
令和3年10月	米空軍グローバル・ホーク6機がグアムに帰投
令和3年10月	サムライ即応監査が行われる
令和3年11月	日出生台演習場及び横田基地における陸上自衛隊陸上総隊第1空挺団による米空軍機からの降下訓練が行われる
令和3年11月	国内における米海兵隊との実働訓練に横田基地所属のC V-2 2 オスプレイが参加
令和3年12月	日米施設部隊による滑走路被害復旧訓練が行われる
令和3年12月	人員降下訓練が行われる
令和4年1月	習志野演習場での降下訓練始において、人員輸送のため横田基地が使用される
令和4年1月	令和3年度第4回国内における米空軍機からの降下訓練が行われる 人員輸送のため横田基地が使用される

※ 記載内容は、令和4年3月31日現在

横田基地関連訴訟

訴訟	提訴年月日 (昭和/平成年)	原告数	被告	訴訟主内容	経過・判決
横田基地公害訴訟 (第一次訴訟)	1976年4月28日 (昭和51年) 東京地裁八王子支部	41人	国	①夜9時～翌朝7時までの離着陸禁止 ②過去分の損害賠償 ③将来分の損害賠償	1993年2月25日 (平成5年) 最高裁判決 ② 認定 ①③却下
横田基地公害訴訟 (第二次訴訟)	1977年11月17日 (昭和52年) 東京地裁八王子支部	112人	国		
横田基地公害訴訟 (第三次訴訟)	1982年7月21日 (昭和57年) 東京地裁八王子支部	605人	国	①夜9時～翌朝7時までの離着陸禁止 ②過去分の損害賠償 ③将来分の損害賠償	1994年3月30日 (平成6年) 高裁判決 ② 認定 ①棄却③却下
横田基地飛行差し止め訴訟 (第一次訴訟)	1994年12月12日 (平成6年) 東京地裁八王子支部	320人	国	①夜9時～翌朝7時までの離着陸禁止 ②過去分の損害賠償 ③将来分の損害賠償 ④昼夜を問わず市街地上空での訓練飛行の禁止	2009年4月10日 (平成21年) 最高裁上告棄却の決定 2008年7月17日の高裁判決確定 ② 認定 ③ 却下 ①棄却④却下
横田基地飛行差し止め訴訟 (第二次訴訟)	2000年8月24日 (平成12年) 東京地裁八王子支部	39人			
新横田基地公害訴訟 (第一次訴訟)	1996年4月10日 (平成8年) 東京地裁八王子支部	3,140人	国 米国	①夜9時～翌朝7時までの離着陸禁止 ②過去分の損害賠償 ③将来分の損害賠償 ④夜間早朝の離着陸禁止実現のため日米合同委員会で米国政府と交渉する義務が国にあることの確認	2007年5月29日 (平成19年) 最高裁判決 ② 認定 ①③却下 ④棄却 (2002年 (平成14年) 4月最高裁)
新横田基地公害訴訟 (第二次訴訟)	1997年2月14日 (平成9年) 東京地裁八王子支部	2,781人			
新横田基地公害訴訟 (第三次訴訟)	1998年4月20日 (平成10年) 東京地裁八王子支部	37人			
第9次横田基地公害訴訟	2012年12月12日 (平成24年) 東京地裁立川支部	128人 + 16人 (2014年 (平成26年) 8月7日追加提訴)	国	①夜7時～翌朝8時までの離着陸禁止 ②それ以外の時間帯については損音の音量規制 ③旋回や急上昇、急降下訓練の禁止 ④過去分の損害賠償 ⑤将来分の損害賠償	2021年1月27日 (令和3年) 最高裁上告棄却の決定 2020年1月23日の高裁判決確定 ①②③自衛隊機は却下、米軍機は棄却 ④認定 ⑤却下
第2次新横田基地公害訴訟	2013年3月26日 (平成25年) 東京地裁立川支部	905人 + 173人 (2013年 (平成25年) 7月追加提訴)	国	①夜7時～翌朝7時までの離着陸禁止 ②過去分の損害賠償 ③将来分の損害賠償 ④これまでW値 (うるささ指数) 75以上の地域住民にのみに認められていた賠償の範囲を70以上まで広げる	2020年12月9日 (平成2年) 最高裁上告棄却し、上告審として受理しないと決定。2019年6月6日 (平成元年) の高裁判決が確定 ①自衛隊機は却下、米軍機は棄却 ②認定 ③却下 ④告示センターによる75W以上の地域の居住者のみ認める。

3 航空機騒音

(1) 騒音問題

本市は、横田基地に隣接し滑走路の南側、飛行直下に位置することから、航空機騒音が市民生活をはじめまちづくりに与える影響は非常に大きなものである。市にとって基地周辺整備対策は重要な行政課題となっており、積極的な取組を行っている。

騒音の影響としては、昭和20～30年代にかけての軍用機の大型化・ジェット化に伴い騒音問題が一層深刻化し、昭和40年代に飛行直下にあたる堀向地区の570世帯の集団移転が行われた。市宅地造成による東ノ岡団地に153世帯、それ以外の市内移転170世帯、他の世帯は市外へそれぞれ移転が行われた。なお、他の飛行コースにあたる地域については、昭和50年から国の法律により一定の基準に基づき個人住宅の防音工事がはじめられたが、市民要望に対し十分とは言えず指定区域の拡大、整備内容の充実等について国に対し要請を行っている。また、テレビの映像、電話使用時における会話などにも影響があり、テレビについては、昭和39年から受信料が半額となり、その後範囲が拡大され、現在は市域の約6割が対象となっている。さらに範囲の拡大と電話通話料の助成措置等について要請を続けている。

公共施設に関しては、騒音が子どもの学習等に重大な妨げとなることによる小中学校をはじめとして、保育園、学習等供用施設、庁舎等、国の補助を受けて防音工事（高気密防音サッシ、冷暖房設備など）を実施しているところであるが、市の財政負担も大きく、国に対し、補助額、対象施設の拡大について要請を行うとともに飛行訓練の中止等騒音の軽減に向けて、米軍に対しても要請を行っているところである。

一方、前項で触れた昭島市民が参加している横田基地に係る公害訴訟に関して、平成25年までに提起されたものについては、全て判決が確定している。市は訴訟団に対し、物心両面からの支援を行った。

(2) 騒音調査

本市は、飛行直下に位置し、航空機騒音によって、市民生活や都市整備にさまざまな影響を受けており、これらの実態を把握するため、昭和38年にポータブル指示騒音計により航空機騒音調査を開始し、以後、今日まで継続して調査を行っている。

当初、ポータブル指示騒音計では、自動的に記録ができず、夜間の調査も困難であったが、昭和44年、東京都公害研究所の委託を受け、高速レベルコーダーによる本格的な調査が行われるようになった。昭和47年からは、現在のデジタル式騒音測定機に変わり、翌48年10月から新たにコンピューターテープを取り付け、資料収集の正確性が一段と高められた。一定以上の音が5秒間以上継続した時に自動的に記録するようデジタル式騒音測定機をセットし、騒音発生年月日、時刻、騒音最高値、継続時間などを24時間継続測定している。

近年、従来の飛行ルート以外の地域からの苦情が多くなったことから、飛行実態等の把握をするため、令和3年10月より市民会館・公民館屋上に新たに固定測定機を増設した。

現在、市では通年で調査する固定測定機を2か所、測定場所を3か月単位で移動して行う移動測定を実施している。また、東京都においても次頁のとおり同様の騒音測定が実施されている。

環境基準については、昭和48年から騒音の評価指標としてW E C P N Lが採用されてきたが、近年、騒音測定機の技術的進歩に伴い高度な測定を簡易に行うことが可能になったこと、国際的にも騒音の評価には等価騒音レベルを基本とした評価指標が主流となっていであることから、平成25年4月1日から騒音の評価指標がW E C P N LからL d e nに改正された。

＜昭島市騒音測定＞

① 固定調査（デジタル式騒音測定機により通年測定）

測定場所	基地からの距離
拝島第二小学校屋上（拝島町3927-2）	滑走路南端から南へ 約1,200m
市民会館・公民館屋上（つつじが丘3-7-7）	滑走路南端から南東へ 約2,300m

市民会館・公民館屋上については、令和3年10月1日より測定を開始。

② 移動調査（デジタル式騒音測定機により3か月間測定）

測定場所 市立市民会館・公民館（令和3年度からは固定調査に変更） 昭和会館
拝島第三小学校 旧拝島第四小学校

③ 測定方法

i 拝島第二小学校

暗騒音+8dB以上の騒音が5秒以上継続したときに、70dB以上の騒音を評価

ii 市民会館・公民館

暗騒音+6dB以上の騒音が8秒以上継続したときに、70dB以上の騒音を評価

※測定場所の環境によって測定方法は異なる。市民会館・公民館では、上記の方法で騒音測定を行っているが、騒音測定開始（令和3年10月）から半年分の騒音測定データ分析したうえで、必要であれば、測定方法について再調整を図る予定である。

＜東京都騒音測定＞

① 固定調査（デジタル式騒音測定機により通年測定）

測定場所	設置位置
昭島市役所（田中町1-17-1） <H10.10月大神町2-5-1から移設>	滑走路南端から南へ3.0km 離着陸コース直下

※昭島市以外に基地周辺3か所で測定を行っている

② 分布調査（デジタル式騒音測定機により2週間測定）

測定地として12か所

（昭島2 瑞穂2 福生1 羽村1 立川1 八王子4 日野1）

（昭島市内… 建設局観測井 中神小学校）

③ 測定方法

暗騒音 + 8 dB 以上の騒音が5秒以上継続したときに、70 dB 以上の騒音を測定

騒音とその具体例（騒音レベルの単位：dB）

騒音レベル	音源例	騒音レベル	音源例
120	航空機エンジンの50m近く	60	普通の会話
110	自動車の警報前方2m	50	静かな事務所
100	電車の通るガード下	40	市内の深夜
90	騒々しい工場内	30	郊外の深夜
80	電車内	20	木の葉のそよぎ
70	電話のベル		

Lden (Level day evening night) …時間帶補正等価騒音レベル

EU指令において採用されているとともに、フランス、オランダ、デンマークなど多くの国が採用する国際的な騒音の評価指標の主流になってきている。

エネルギー積分により騒音の総暴露量を評価できる等価騒音レベルのひとつで、夕方や夜間の騒音に重みづけをして評価するもの。具体的には、午後7時～午後10時の間の騒音はプラス5dB、午後10時～午前7時までの間はプラス10dBで評価される。

航空機騒音に係る環境基準について

環境基準は下記のとおりとし、「地域の類型」については都道府県知事が指定となっている。

地域の類型	該 当 地 域	基準値	
I	都市計画法上の住居・住居専用地域など専ら住居に供される地域	W E C P N L 70以下	L d e n 57dB以下
II	都市計画法上の商業・工業地域など上記以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域	W E C P N L 75以下	L d e n 62dB以下

W E C P N L (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)

…加重等価継続感覚騒音レベル

我が国の旧環境基準に採用されていた航空機騒音の指標であって、航空機の騒音レベルに加え、一日当たりの観測された騒音回数を発生時間帯別（早朝、昼、夜、深夜）による重みづけを加味したもの。

(固 定 調 査 結 果)

調 査 地 点

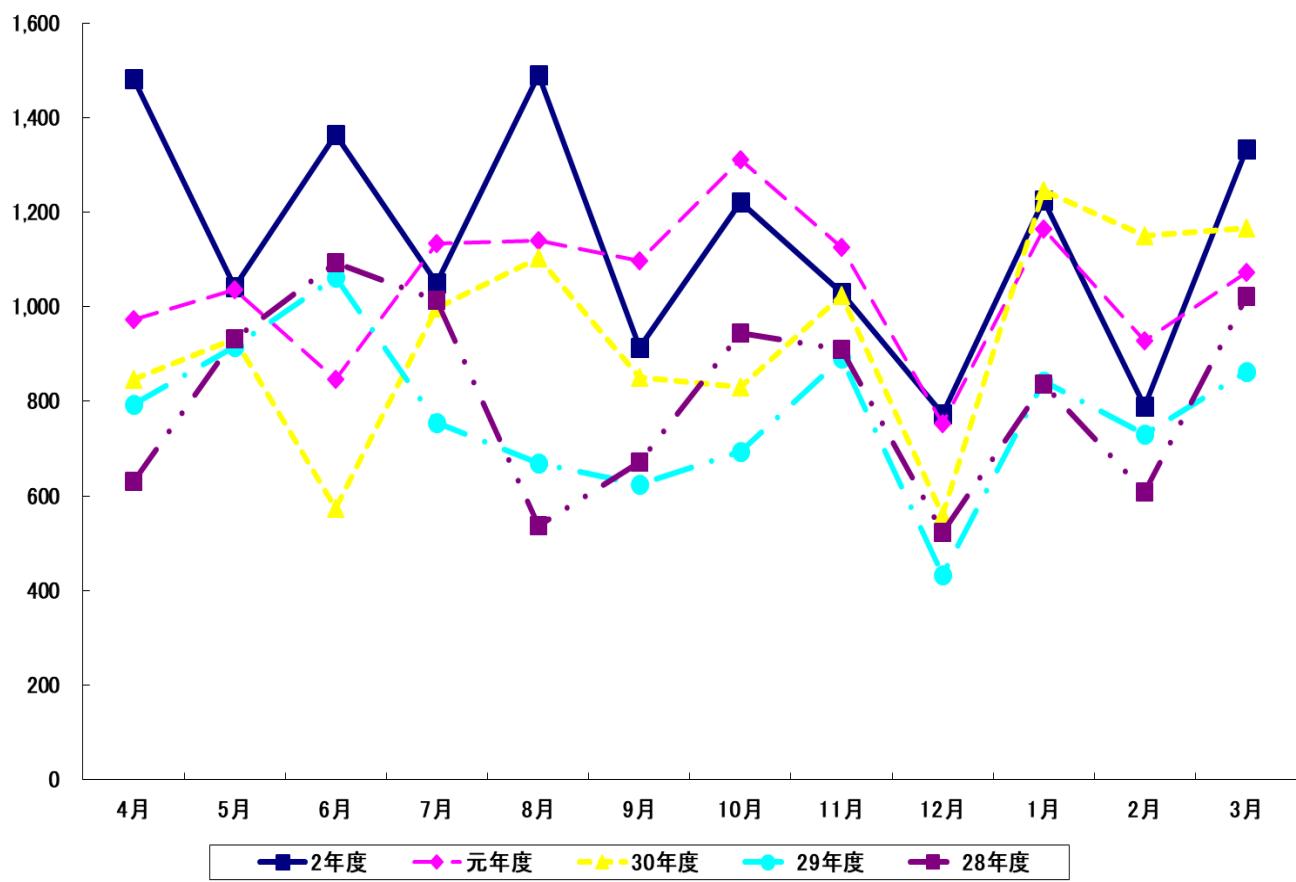
拝 島 第 二 小 学 校



測定回数の推移（拝島第二小学校）

		2年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
4月	測定回数（回）	1,481	972	847	794	630	820	854
	測定時間（時間）	720	720	720	720	720	720	720
	1日平均回数	49.4	32.4	28.2	26.5	21.0	27.3	28.5
	Lden (dB)	62	62	61	62	61	64	67
	WECPNL	77	78	79	78	78	81	84
5月	測定回数（回）	1,042	1,035	933	915	932	580	964
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	33.6	33.4	30.1	29.5	30.1	18.7	31.1
	Lden (dB)	61	60	63	61	64	63	67
	WECPNL	76	75	78	78	80	79	84
6月	測定回数（回）	1,364	846	573	1,062	1,092	1,248	901
	測定時間（時間）	720	720	720	720	720	720	720
	1日平均回数	45.5	28.2	19.1	35.4	36.4	41.6	30.0
	Lden (dB)	62	62	64	64	64	64	67
	WECPNL	78	76	79	81	82	81	84
7月	測定回数（回）	1,050	1,134	998	755	1,013	1,020	802
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	33.9	36.6	32.2	24.4	32.7	32.9	25.9
	Lden (dB)	61	61	66	59	62	64	68
	WECPNL	76	76	84	76	78	79	86
8月	測定回数（回）	1,491	1,139	1,104	670	538	725	844
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	48.1	36.7	35.6	21.6	17.4	23.4	27.2
	Lden (dB)	65	61	60	62	68	64	69
	WECPNL	80	78	75	76	83	79	85
9月	測定回数（回）	914	1,098	851	624	672	620	949
	測定時間（時間）	720	720	720	720	720	720	720
	1日平均回数	30.5	36.6	28.4	20.8	22.4	20.7	31.6
	Lden (dB)	65	63	61	59	63	61	68
	WECPNL	81	79	78	75	79	77	86
10月	測定回数（回）	1,221	1,311	830	693	944	1,172	1,165
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	39.4	42.3	26.8	22.4	30.5	37.8	37.6
	Lden (dB)	64	62	61	61	63	64	69
	WECPNL	79	77	78	76	80	80	85
11月	測定回数（回）	1,030	1,125	1,023	892	910	715	972
	測定時間（時間）	720	720	720	720	720	720	720
	1日平均回数	34.3	37.5	34.1	29.7	30.3	23.8	32.4
	Lden (dB)	60	63	64	65	62	63	65
	WECPNL	76	78	80	81	79	80	82
12月	測定回数（回）	773	752	559	434	523	608	736
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	24.9	24.3	18.0	14.0	16.9	19.6	23.7
	Lden (dB)	61	60	61	61	65	62	65
	WECPNL	78	75	77	78	84	79	83
1月	測定回数（回）	1,226	1,164	1,245	842	837	1,149	1,092
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	39.5	37.5	40.2	27.2	27.0	37.1	35.2
	Lden (dB)	62	62	61	58	63	66	64
	WECPNL	78	79	77	74	80	85	81
2月	測定回数（回）	790	929	1,151	730	609	917	565
	測定時間（時間）	672	696	672	672	672	696	672
	1日平均回数	28.2	32.0	41.1	26.1	21.8	31.6	20.2
	Lden (dB)	61	62	65	59	64	62	60
	WECPNL	76	78	81	76	82	79	78
3月	測定回数（回）	1,333	1,072	1,167	863	1,021	1,035	730
	測定時間（時間）	744	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	43.0	34.6	37.6	27.8	32.9	33.4	23.5
	Lden (dB)	64	61	63	59	62	63	64
	WECPNL	81	75	78	74	78	80	81
年間合計	測定回数（回）	13,715	12,577	11,281	9,274	9,721	10,609	10,574
	測定時間（時間）	8,760	8,784	8,760	8,760	8,760	8,784	8,760
	1日平均回数	37.6	34.4	30.9	25.4	26.6	29.0	29.0
	Lden (dB)	62	62	63	61	64	63	67
	WECPNL	78	77	79	77	81	80	84

測定回数比較図（拝島第二小学校）



騒音量の内訳（拝島第二小学校）

騒音量 区分	70dB ～ 74dB	75dB ～ 79dB	80dB ～ 89dB	90dB ～ 99dB	100dB ～ 109dB	110dB 以上	合計	
2年度	回数	2,283	2,526	7,901	953	41	11	13,715 回
	百分率	16.6	18.4	57.6	7.0	0.3	0.1	100 %
元年度	回数	1,883	2,264	7,529	851	45	5	12,577 回
	百分率	15.0	18.0	59.8	6.8	0.3	0.1	100 %
30年度	回数	2,005	2,219	6,075	876	90	16	11,281 回
	百分率	17.8	19.7	53.9	7.8	0.8	0.1	100 %
29年度	回数	1,671	1,811	4,627	1,094	65	6	9,274 回
	百分率	18.0	19.5	49.9	11.8	0.7	0.1	100 %
28年度	回数	1,453	1,504	4,072	2,584	81	27	9,721 回
	百分率	14.9	15.5	41.9	26.6	0.8	0.3	100 %
27年度	回数	1,764	1,915	4,380	2,455	78	17	10,609 回
	百分率	16.6	18.1	41.3	23.1	0.7	0.2	100 %
26年度	回数	1,724	1,795	4,501	2,374	87	93	10,574 回
	百分率	16.3	17.0	42.6	22.4	0.8	0.9	100 %

曜日別測定回数（拝島第二小学校）

区分		曜日	月	火	水	木	金	土	日	合計
2年度	測定回数	2,685	3,042	2,896	2,802	1,555	384	351	13,715	回
	1日平均回数	51.6	58.5	54.6	53.9	29.9	7.4	6.8	37.6	回
元年度	測定回数	1,686	2,576	2,907	3,253	1,500	371	284	12,577	回
	1日平均回数	31.8	48.6	55.9	62.6	28.8	7.1	5.5	34.4	回
30年度	測定回数	1,481	2,412	2,485	2,650	1,538	385	330	11,281	回
	1日平均回数	28.5	46.4	47.8	51.0	29.6	7.4	6.2	30.9	回
29年度	測定回数	1,276	2,042	2,098	2,023	1,104	421	310	9,274	回
	1日平均回数	24.5	39.3	40.3	38.9	21.2	7.9	6.0	25.4	回
28年度	測定回数	1,389	2,078	2,224	2,135	1,271	362	262	9,721	回
	1日平均回数	26.7	40.0	42.8	41.1	24.0	7.0	5.0	26.6	回
27年度	測定回数	1,705	2,362	2,296	2,385	1,295	318	248	10,609	回
	1日平均回数	32.8	45.4	43.3	45.0	24.9	6.1	4.8	29.0	回
26年度	測定回数	1,726	2,502	2,160	2,181	1,365	357	283	10,574	回
	1日平均回数	33.2	47.2	41.5	41.9	26.3	6.9	5.4	29.0	回

時間帯別測定回数 (拝島第二小学校)

区分・年 時間帯		測定回数 (回)						
		2年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
昼 間	7 ~ 8	72	83	104	109	79	91	133
	8 ~ 9	341	259	362	306	169	164	282
	9 ~ 10	1,062	930	904	700	536	621	588
	10 ~ 11	1,446	1,257	1,103	885	868	881	938
	11 ~ 12	1,499	1,369	1,228	883	884	898	911
	12 ~ 13	1,144	1,002	827	692	726	775	699
	13 ~ 14	740	590	565	590	769	802	759
	14 ~ 15	783	629	609	635	709	771	765
	15 ~ 16	650	765	588	712	728	819	832
	16 ~ 17	726	710	543	612	808	920	805
	17 ~ 18	857	864	830	705	682	712	808
	18 ~ 19	1,211	1,165	1,121	799	769	793	853
N ₂ 小計		10,531	9,623	8,784	7,628	7,727	8,247	8,373
夜 間	19 ~ 20	1,461	1,401	917	722	759	819	796
	20 ~ 21	1,166	1,000	996	548	748	986	895
	21 ~ 22	381	396	418	184	341	440	374
	N ₃ 小計	3,008	2,797	2,331	1,454	1,848	2,245	2,065
	22 ~ 23	21	7	20	29	21	14	14
	23 ~ 24	5	9	8	7	9	8	13
	N ₄ 小計	26	16	28	36	30	22	27
	0 ~ 1	4	3	10	13	5	9	1
	1 ~ 2	2	4	4	17	6	5	3
	2 ~ 3	2	4	2	15	11	6	5
	3 ~ 4	1	0	4	11	7	5	1
	4 ~ 5	1	3	7	10	6	2	3
	5 ~ 6	2	1	1	8	11	4	4
	6 ~ 7	138	126	110	82	70	64	92
	N ₁ 小計	150	141	138	156	116	95	109
合 計		13,715	12,577	11,281	9,274	9,721	10,609	10,574

N₁ : 0 時～ 7 時

N₂ : 7 時～ 19 時

N₃ : 19 時～ 22 時

N₄ : 22 時～ 24 時

(固 定 調 査 結 果)

調 査 地 点

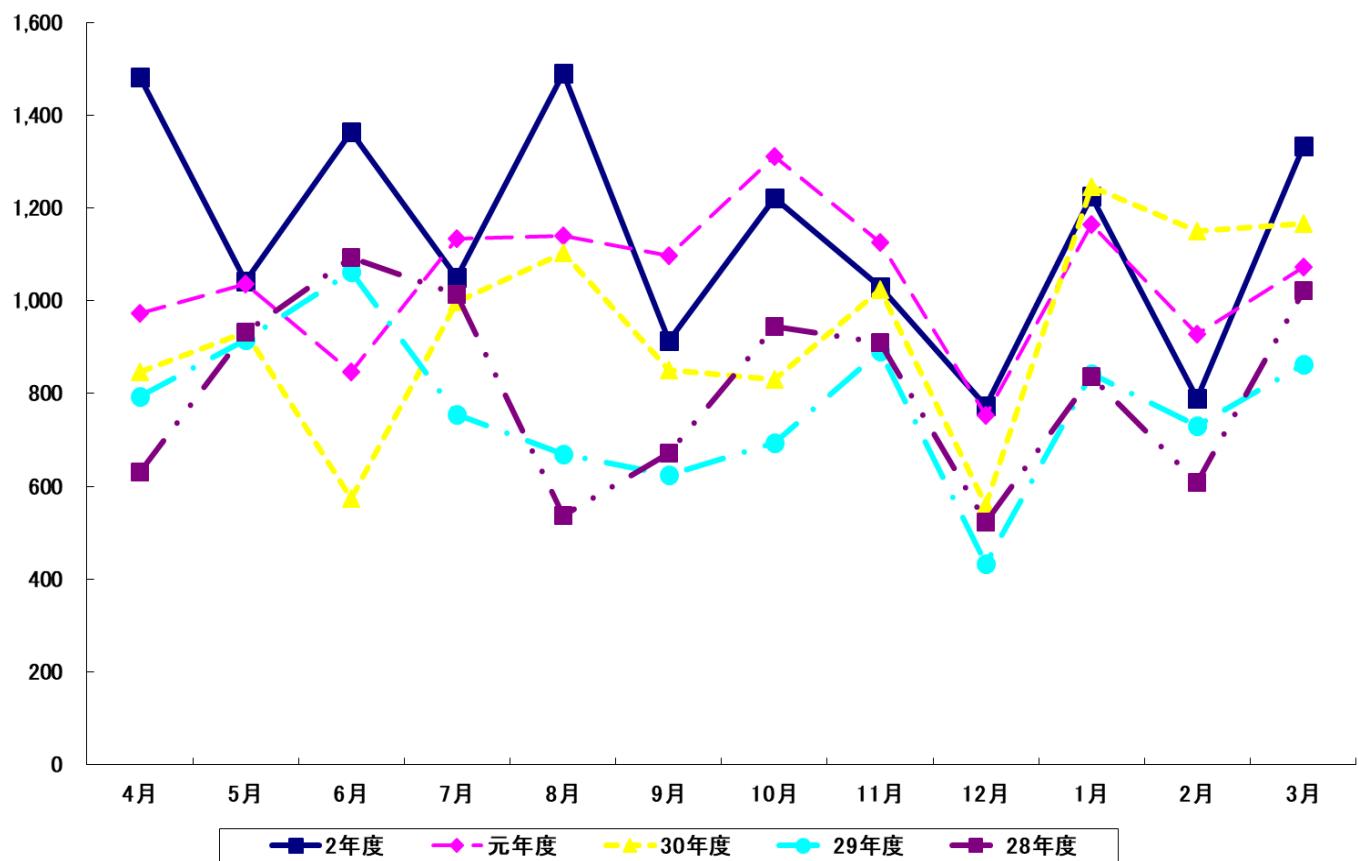
昭 島 市 役 所 (都 調 査)



測定回数の推移 (昭島市役所)

	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
4月	測定回数 (回)	1,030	620	557	550	406	611
	測定時間 (時間)	720	720	720	720	720	720
	1日平均回数	34.3	20.7	18.6	18.3	13.5	20.4
	Lden (dB)	55	54	55	56	56	60
	WECPNL	69	68	70	70	71	74
5月	測定回数 (回)	745	609	650	538	637	395
	測定時間 (時間)	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	24.0	19.6	21.0	17.4	20.5	12.7
	Lden (dB)	54	52	56	54	58	60
	WECPNL	67	66	69	69	72	75
6月	測定回数 (回)	855	514	396	737	807	829
	測定時間 (時間)	720	720	720	720	720	720
	1日平均回数	28.5	17.1	13.2	24.6	26.9	27.6
	Lden (dB)	56	53	57	58	58	62
	WECPNL	71	66	69	72	73	76
7月	測定回数 (回)	675	746	623	459	610	650
	測定時間 (時間)	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	21.8	24.1	20.1	14.8	19.7	21.0
	Lden (dB)	53	52	60	53	56	59
	WECPNL	67	67	75	67	71	77
8月	測定回数 (回)	858	688	615	446	388	518
	測定時間 (時間)	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	27.7	22.2	19.8	14.4	12.5	16.7
	Lden (dB)	58	53	53	55	60	57
	WECPNL	71	68	66	68	74	76
9月	測定回数 (回)	690	724	551	414	533	465
	測定時間 (時間)	720	720	720	720	720	720
	1日平均回数	23.0	24.1	18.4	13.8	17.8	15.5
	Lden (dB)	58	55	55	52	56	54
	WECPNL	71	70	70	67	70	68
10月	測定回数 (回)	940	960	598	513	706	837
	測定時間 (時間)	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	30.3	31.0	19.3	16.5	22.8	27.0
	Lden (dB)	55	55	53	53	56	57
	WECPNL	69	68	67	66	71	76
11月	測定回数 (回)	734	805	695	691	711	528
	測定時間 (時間)	720	720	720	720	720	720
	1日平均回数	24.5	26.8	23.2	23.0	23.7	17.6
	Lden (dB)	53	55	56	58	55	58
	WECPNL	66	69	69	72	69	73
12月	測定回数 (回)	565	565	364	316	442	464
	測定時間 (時間)	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	18.2	18.2	11.7	10.2	14.3	15.0
	Lden (dB)	53	52	55	54	56	54
	WECPNL	66	66	69	70	72	72
1月	測定回数 (回)	895	852	876	552	642	891
	測定時間 (時間)	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	28.9	27.5	28.3	17.8	20.7	28.7
	Lden (dB)	54	54	52	51	56	59
	WECPNL	68	69	67	64	71	72
2月	測定回数 (回)	574	714	858	501	484	682
	測定時間 (時間)	672	696	672	672	672	672
	1日平均回数	20.5	24.6	30.6	17.9	17.3	23.5
	Lden (dB)	54	55	59	52	57	56
	WECPNL	68	69	71	67	72	68
3月	測定回数 (回)	946	752	762	584	781	753
	測定時間 (時間)	744	744	744	744	744	744
	1日平均回数	30.5	24.3	24.6	18.8	25.2	24.3
	Lden (dB)	56	53	54	53	55	57
	WECPNL	71	66	68	66	69	72
年間合計	測定回数 (回)	9,507	8,549	7,545	6,301	7,147	7,623
	測定時間 (時間)	8,760	8,784	8,760	8,760	8,760	8,760
	1日平均回数	26.0	23.4	20.7	17.3	19.6	20.8
	Lden (dB)	55	54	55	54	57	60
	WECPNL	69	68	69	68	71	75

測定回数比較図（昭島市役所）



騒音量の内訳 (昭島市役所)

騒音量 区分		70dB ～ 79dB	80dB ～ 89dB	90dB ～ 99dB	100dB ～ 109dB	110dB 以上	合計
2年度	回数	8,014	1,425	54	14	0	9,507 回
	百分率	84.3	15.0	0.6	0.1	0.0	100 %
元年度	回数	7,251	1,233	60	5	0	8,549 回
	百分率	84.8	14.4	0.7	0.1	0.0	100 %
30年度	回数	6,269	1,175	74	27	0	7,545 回
	百分率	83.1	15.6	1.0	0.4	0.0	100 %
29年度	回数	4,733	1,479	79	10	0	6,301 回
	百分率	75.1	23.5	1.2	0.2	0.0	100 %
28年度	回数	4,606	2,415	101	25	0	7,147 回
	百分率	64.4	33.8	1.4	0.3	0.0	100 %
27年度	回数	4,687	2,805	111	20	0	7,623 回
	百分率	61.5	36.8	1.4	0.3	0.0	100 %
26年度	回数	4,589	2,664	132	91	0	7,476 回
	百分率	61.4	35.6	1.8	1.2	0.0	100 %

曜日別測定回数（昭島市役所）

区分	曜日	月	火	水	木	金	土	日	合計
2年度	測定回数	1,830	2,129	1,960	1,899	1,117	298	274	9,507 回
	1日平均回数	35.2	40.9	37.0	36.5	21.5	5.7	5.3	26.0 回
元年度	測定回数	1,156	1,727	1,964	2,240	1,068	237	157	8,549 回
	1日平均回数	21.8	32.6	37.8	43.1	20.5	4.6	3.0	23.4 回
30年度	測定回数	936	1,605	1,657	1,812	1,073	275	187	7,545 回
	1日平均回数	18.0	30.9	31.9	34.8	20.6	5.3	3.5	20.7 回
29年度	測定回数	826	1,323	1,431	1,348	817	334	222	6,301 回
	1日平均回数	15.9	25.4	27.5	25.9	15.7	6.3	4.3	17.3 回
28年度	測定回数	1,002	1,535	1,606	1,592	937	294	181	7,147 回
	1日平均回数	19.3	29.5	30.9	30.6	17.7	5.7	3.5	19.6 回
27年度	測定回数	1,207	1,721	1,647	1,703	894	263	188	7,623 回
	1日平均回数	23.2	33.1	31.1	32.1	17.2	5.1	3.6	20.8 回
26年度	測定回数	1,122	1,731	1,562	1,525	1,030	279	227	7,476 回
	1日平均回数	21.6	32.7	30.0	29.3	19.8	5.4	4.4	20.5 回

時間帯別測定回数 (昭島市役所)

区分・年 時間帯		測定回数 (回)						
		2年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
昼 間	7 ~ 8	51	38	45	83	72	88	128
	8 ~ 9	257	125	252	214	145	132	228
	9 ~ 10	766	628	602	489	381	416	426
	10 ~ 11	1,039	935	757	600	639	650	674
	11 ~ 12	1,085	938	824	575	654	616	622
	12 ~ 13	851	719	579	479	529	528	508
	13 ~ 14	533	380	421	418	545	603	570
	14 ~ 15	510	421	429	413	485	517	523
	15 ~ 16	380	496	380	470	516	578	537
	16 ~ 17	478	467	333	421	620	687	569
	17 ~ 18	536	620	578	504	527	537	589
	18 ~ 19	846	820	741	537	562	608	592
N ₂ 小計		7,332	6,587	5,941	5,203	5,675	5,960	5,966
夜 間	19 ~ 20	1,017	942	586	462	557	572	560
	20 ~ 21	746	681	656	372	551	694	582
	21 ~ 22	246	266	274	130	244	299	253
	N ₃ 小計	2,009	1,889	1,516	964	1,352	1,565	1,395
	22 ~ 23	21	6	20	20	18	11	13
	23 ~ 24	7	5	6	6	8	4	11
	N ₄ 小計	28	11	26	26	26	15	24
	0 ~ 1	3	2	2	7	4	7	1
	1 ~ 2	2	2	1	4	6	4	5
	2 ~ 3	1	0	2	10	9	4	2
	3 ~ 4	1	0	4	5	5	4	1
	4 ~ 5	1	1	6	5	5	2	4
	5 ~ 6	1	1	1	6	7	3	36
	6 ~ 7	129	56	46	71	58	59	42
	N ₁ 小計	138	62	62	108	94	83	91
合 計		9,507	8,549	7,545	6,301	7,147	7,623	7,476

N₁ : 0 時～ 7 時

N₃ : 19 時～ 22 時

N₂ : 7 時～ 19 時

N₄ : 22 時～ 24 時

4 航空機による事故

昭島市内における航空機事故としては、終戦2年後の昭和22年に米軍機が多摩川に墜落、その際、拝島鉄橋上で通過中の列車に接触したと報道記録がある。それ以降は航空機部品の落下事故が発生しているが大事には至らなかった。昨今の基地周辺事故としては、平成30年4月にC-130による人員降下訓練中、予備パラシュートから切り離された誘導傘等が羽村第三中学校に落下する事故、また、令和2年7月2日には人員降下訓練中にメインパラシュートの備品2つを立川市内に落下、更に同月7日、人員降下訓練中にフィンが福生市内の牛浜駅西口自転車駐車場付近に落下するなど立て続けに人員降下訓練中にパラシュート等の落下事故が発生している。一歩間違えれば大惨事に繋がりかねないことから、市としても機会があるごとに事故防止に万全を期すよう、米軍に申し入れを行っているところである。なお、事故の備えとして平成9年3月には「事故等の連絡体制」（資料編参照）の見直しが日米合同委員会で合意され、より迅速な連絡体制が確立された。基地周辺の航空機事故、部品落下等は、下記のとおりである。

主 な 航 空 機 事 故 一 覧

事故発生年月	機 種	事 故 内 容
昭和22年7月	A-26	エンジン故障で墜落、拝島鉄橋通過中の列車最後尾に接触、列車の1両分が河原に落下（4名死亡）
昭和38年1月	T-33	模擬爆弾が昭島市拝島町4079番地の民家の庭に落下
昭和39年12月	F-105	戦闘機の超低空飛行による衝撃波によって市民が負傷、窓ガラス破損、壁崩れ等の被害が発生
昭和40年1月	F-105	曳行標的が昭島市拝島町3924番地に誤投下
昭和40年2月	T-33	埼玉県入間市内に墜落
昭和40年2月	F-105	青梅市内の山林及び農地に墜落、農地4haが被害
昭和40年5月	F-105	部品が福生市内に落下
昭和40年5月	F-105	神奈川県相模原市内に墜落、死者2名、負傷者8名、家屋損害4戸
昭和41年9月	輸送機	立川市内の農地へ墜落
昭和41年8月	F-105	胴体エアブレーキが昭島市大神町720番地に落下
昭和42年2月	F-105	府中市内の多摩川に墜落
昭和42年5月	B-707	基地内で火災
昭和43年6月	F-4	風防が昭島市上川原町197番地日枝神社境内に落下
昭和44年1月	F-4	埼玉県入間市内の山林に墜落、高压送電線切断により昭島市をはじめ立川、府中、日野市の一部が停電

事故発生日	機種	事故内容
昭和46年12月	CH-46	基地滑走路南端付近に厚木基地所属米海兵隊ヘリコプターが墜落、乗員7名死亡
昭和47年6月	B-727	瑞穂町内にエンジンカバーが落下
昭和51年10月	CH-46	瑞穂町の民家へヘリコプターの窓枠が落下
昭和51年11月	C-1	厚木基地内ゴルフ場に墜落、乗員6名
昭和52年9月	RF-4	神奈川県横浜市内に転落、死者2名、負傷者7名、家屋損害2戸
昭和53年4月	UH-1	世田谷区内の公園野球場に不時着
昭和53年7月	DC-8	基地内滑走路上で火災
昭和54年4月	UH-1	横浜市内に不時着
昭和58年5月	SH-2	埼玉県飯能市内の中学校校庭に不時着
昭和59年10月	UH-1	神奈川県藤沢市内に墜落、乗員2名負傷
昭和60年8月	UH-1	世田谷区区民野球場に不時着
昭和61年4月	EA-6	三宅島沖東方約20kmの海上に墜落
昭和62年4月	SH-3	神奈川県大和市の住宅街空き地にヘリコプターのドア落下
昭和62年11月	C-130	埼玉県小川町の民家の庭先にアクセスドアが落下
平成2年3月	KC-135	埼玉県鳩山町の水田にエンジンカバーが落下
平成4年6月	C-130	神奈川県相模原市内の工場にライトカバーを落下
平成5年1月	UH-1	杉並区内の中学校に不時着
平成8年4月	C-130	物資投下訓練中、基地外東側、基地フェンスから約10mの緩衝緑地内にトレーニング用砂袋誤投下
平成8年5月	C-141	着陸時にブレーキ事故
平成10年10月	C-9	基地周辺で訓練中、縦・横1.5mの金属製エンジンカバー紛失、エンジン火災発生
平成11年5月	C-130	5日、飛行訓練中、町田市小山町で砂袋(7kg、パラシュート付)を誤投下、屋根瓦2枚破損
平成13年9月	C-17	24日、羽村市神明台菊池プレス第二工場にグローブマスター(20cm×35cm、厚さ3.5cm、重さ1.19kg)を落下、屋根に約1m×0.6mの穴が空く
平成16年5月	C-130	6日、横田基地を離陸した米軍機C-130輸送機(アラスカ基地所属)が埼玉県(比企郡鳩山町あるいは玉川村付

事故発生日	機種	事 故 内 容
平成16年5月		近) 上空を飛行中に第1エンジン排気口の一部である直径60cm、長さ90cmの部品(テールパイプ)を落下
平成16年8月	UH-1	横田基地所属。19日、横浜市内のヘリポートにエンジントラブルのため緊急着陸
平成16年8月	C-130	21日、友好祭パラシュート降下戦術デモ中にヘルメットを誤って落下 瑞穂町のトヨーアサノ東京工場敷地内で発見
平成16年11月	UH-1	横田基地所属。2日、沼津市のグランドに事故予防着陸
		横田基地所属。23日、調布飛行場に事故予防着陸
平成17年4月	EA-6	14日、米軍艦載機EA-6が厚木基地～海上～キャンプ富士～横田飛行場～厚木飛行場のルートで飛行し、厚木基地に着陸した際に、「はしご」(長さ約1.2m、重さ約6.8kg、アルミ製)がないことに気づく
平成17年4月	FA-18	14日、米軍艦載機FA-18が厚木基地～相模湾～厚木基地のルートで飛行した際、模擬弾のフィン(アルミ製)を落下
平成17年5月	UH-1	横田基地所属。7日、山梨県南都留郡鳴沢村の駐車場に緊急着陸
平成17年6月	KC-130	米軍海兵隊普天間基地所属。岩国基地離陸後から横田基地の間に、着陸灯カバー(大きさ約15cm×厚さ約10cmの円筒形、重さ約700g、プラスチック製)を紛失
平成17年10月	C-130	横田基地所属。20日、福岡空港に緊急着陸。
平成20年6月	UH-1	横田基地所属。11日、神奈川県相模原市田名の相模川河川敷に緊急着陸
平成20年7月	UH-1	横田基地所属。10日、横田基地から南へ約3.2km多摩川上空で、飲料用ペットボトルを落下
平成20年7月	C-130	横田基地所属。14日、横田基地から北へ約48kmへの往復飛行を行った際に、IFFアンテナ(板状、大きさ約13cm×10cm、厚さ0.7cm、重さ約1.4kg)を紛失
平成22年9月	UH-1	横田基地所属。13日、エンジントラブルのため、調布飛行場へ緊急着陸
平成23年10月	UH-1	横田基地所属。27日、警告灯の点灯のため、調布飛行場に事故予防着陸
平成25年7月	C-130	横田基地所属。30日、アルミ製カバーパネル(8インチ×

事故発生日	機種	事 故 内 容
		12インチ A4紙程度)を紛失
平成26年3月	C-130	横田基地所属。25日、機体前部の乗組員乗降口ドア下に取り付けられているアルミ製パネル(3インチ×5インチ)を紛失
平成26年3月	C-130	横田基地所属。26日、機体頭頂部に張られているアンテナ(長さ60フィート、直径約0.5インチ、重さ約10ポンド)紛失
平成26年6月	C-130	横田基地所属。3日、アルミ製パネルラッチ(掛け金)(5.0cm×1.9cm)を紛失
平成26年11月	C-130	横田基地所属。25日、アルミ製パネルラッチ(掛け金)(5.5cm×1.8cm)を紛失
平成28年2月	UH-1	横田基地所属。29日、警告灯の点灯のため、調布飛行場に事故予防着陸
平成28年3月	C-130	横田基地所属。22日、東富士演習場にて降下訓練を実施中に、米兵1名が場外に降下
平成28年4月	UH-1	横田基地所属。22日、エンジンサービスライトの点灯のため、キャンプ富士に事故予防着陸
平成28年9月	KC-135	米国カリフォルニア州のマーチ・エアリザーブ基地所属。15日、緊急対応が必要な着陸を要する故障が発生したため、横田基地に緊急着陸
平成28年10月	UH-1	横田基地所属。31日、自動燃料制御装置の不具合のため、富山空港に事故予防着陸
平成29年3月	C-5	カルフォルニア州トラビス空軍基地。29日、横田基地を離陸後、油圧系に異常が確認されたため、再び横田基地へ着陸
平成29年6月	F-16	韓国空軍所属。1日、韓国戦闘機6機が、米軍の空中給油機のトラブルにより、横田基地に緊急着陸
平成29年6月	C-5	米国カリフォルニア州所属トラビス空軍基地。16日、横田基地に着陸、17日に同機を点検中に左翼上部パネル(パネルの大きさ約30.48cm×182.88cm、重さ8ポンド)を遺失

事故発生日	機種	事 故 内 容
平成29年7月	C-130H	横田基地所属。12日、機体点検中に、着陸装置の一部である鋸歯状のプレート（1cm×5cm）重さ0.5ポンド）を遺失
平成29年7月	C-5	米国フォルニア州トラビス空軍基地所属。20日、横田基地におけるC-5輸送機のブレーキ・システムの不具合に伴い、滑走路の西側にある誘導路の北端に同機のブレーキ液漏れが発生
平成29年8月	F A - 1 8 E	厚木基地所属。22日、海上で訓練を終え、厚木基地に帰投する際、厚木基地の滑走路がメンテナンスのため一時閉鎖されていたため、横田基地へ着陸し、給油を行い、厚木基地に帰投 翌23日の点検において、機体中心後部にある外部燃料タンク（胴体直下にある）を胴体下部につなぐ部品を紛失していることが判明
平成29年11月	C-130J	横田基地所属。15日、横田基地における物料投下訓練を実施中、約30kgの貨物（ベニヤ板の合板の箱で中身は緩衝材）がパラシュートから外れて滑走路中央付近に落下
平成29年12月	C-130J	横田基地所属。3日、C-130Jからフレアの一部（長さ約30～33cm、重さ0.28ポンド）を遺失
平成30年2月	C-130J	横田基地所属。28日、エンジン不具合を認めたため嘉手納飛行場に予防着陸
平成30年4月	C-130J	横田基地所属。10日、人員降下訓練中にメインパラシュートと予備パラシュートの両方を開傘したため、メインパラシュートと誘導傘等を切り離した メインパラシュートは基地内に落下 誘導傘等が羽村第三中学校に落下
平成30年6月	C V - 2 2	4日、横田基地から岩国基地を経由し、嘉手納基地へ向かう途中エンジン部分等に不具合があるため奄美空港に着陸
平成30年12月	C-130J	横田基地所属。19日、パラシュートによる物資投下訓練中に、東富士演習場近隣の施設区域外（静岡県裾野市の富士裾野工業団地付近）にパラシュートを落下
平成31年1月	C-130J	横田基地所属。8日、人員降下訓練中にメインパラシュートが機能しなかったため、当該パラシュートを切り離し、予備パラシュートで着地 メインパラシュートは基地内に落下

事故発生日	機種	事 故 内 容
平成31年1月	C-130J	横田基地所属。9日、人員降下訓練中に、メインパラシュートが機能しなかったため、当該パラシュートを切り離し、予備パラシュートを展開。メインパラシュートは基地内に落下 予備パラシュートが畳みこまれていたナイロン生地のデプロイメントバッグが風にさらわれた
平成31年1月	C-130J	横田基地所属。31日、東富士演習場での物質投下訓練中に抽出用パラシュートは展開したが物資が抽出されなかったため抽出用パラシュートを切り離した 物資は機内にとどまり、パラシュートは演習場内に落下
令和2年1月		20日、横田基地に向かっていた米軍のチャーター機が燃料不足のため成田空港に着陸
令和2年6月	CV-22	横田基地所属。16日、飛行後の点検においてオスプレイのサーチライトドーム(大きさ15.8cm×15.8cm×10cm、重量453g)を遺失
令和2年7月	UH-60	2日、人員降下訓練中にメインパラシュートが絡まったため、メインパラシュートを切り離し、予備パラシュートで着地 メインパラシュートは、立川市内に落下
令和2年7月	UH-60 CV-22	7日、人員降下訓練中にパラシュートが一時的に絡まり、米軍兵の足首及びふくらはぎに固定されていたフィン(足ひれ、ゴムの長さ50.8cm、重さ1,020.5g)が外れ、福生市内に落下
令和3年6月	CV-22	横田基地所属。14日、飛行中に不具合が生じ山形空港に予防着陸
令和3年9月	CV-22	横田基地所属。22日、機体の右側のエンジントラブルにより仙台空港に予防着陸
令和3年12月	CV-22	横田基地所属。1日、千葉県館山駐屯地に予防着陸

※ 記載内容は、令和4年3月31日現在

日枝神社へ落下したF-4の風防



5 基地周辺の生活環境の整備

(1) 生活環境整備法の概要

国は、防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止等のため、防衛施設周辺環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とした「防衛施設周辺の整備等に関する法律」を昭和41年7月に制定した。この法律に基づき周辺の整備事業が各種実施されてきたが、都市化の進展、住民の生活環境保全に対する意識の高揚に伴い、この法律では十分な対応が出来なくなつたため、抜本的に強化改善した「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」が昭和49年6月に制定された。主な内容は次のとおりである。[条文 資料編 74頁参照]

ア 障害防止工事の助成（第3条）

地方公共団体その他の者が航空機の離着陸等頻繁な飛行等により生ずる騒音の防止又は軽減のため、公共施設又はこれに準ずる施設について、必要な工事を行うとき予算の範囲内において費用の全部又は一部を国が補助することを定めている。

（過去10年間の事業）

平成24年度	成隣小学校除湿温度保持機能復旧工事 清泉中学校除湿温度保持機能復旧工事（設計）
平成25年度	中神小学校除湿温度保持機能復旧工事（設計） 清泉中学校除湿温度保持機能復旧工事
平成26年度	玉川小学校除湿温度保持機能復旧工事（設計） 中神小学校除湿温度保持機能復旧工事
平成27年度	玉川小学校除湿温度保持機能復旧工事
平成28年度	富士見丘小除湿温度保持機能復旧工事（設計） 拝島第一小校舎増築併行防音工事 拝島第二小校舎増築併行防音工事（設計）
平成29年度	拝島第三小除湿温度保持機能復旧工事（設計）
平成30年度	富士見丘小除湿温度保持機能復旧工事 拝島第一小除湿温度保持機能復旧工事（設計） 拝島第二小校舎増築併行防音工事
令和元年度	拝島第三小除湿温度保持機能復旧工事
令和2年度	拝島第一小除湿温度保持機能復旧工事 拝島第三小除湿温度保持機能復旧工事
令和3年度	拝島第一小除湿温度保持機能復旧工事 昭和中除湿温度保持機能復旧工事（設計）

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
100,120	196,492	104,595	149,217	21,718
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1,544	157,818	33,920	173,812	109,578

イ 住宅防音工事の助成 (第4条)

住宅防音工事は、国が航空機騒音の防止と軽減を目的に実施しているものであるが、区域・期日が指定され指定日以前から区域内に所在する住宅の所有者又は居住者が防音工事を希望した場合に一定の基準により補助を受けられる制度である。

<制度の主な内容>

① 対象住宅

- 第一種区域(第二種区域を含む)に所在する住宅で、昭和59年3月31日までに建設された住宅(平成17年10月20日の告示により、区域見直し後の85W以上の区域は、平成17年10月20日までに建設された住宅)
- 一度防音工事を実施してから10年以上経過し、その後建て替えた住宅又は建て替え計画のある住宅

② 対象室数

- 工事の対象となる室数は、世帯人員に1を加えた部屋数で、5室が限度(外郭及び防音区画改善工事を除く)

(1人2室、2人3室、3人4室、4人以上5室)

③ 工事内容

- 第1工法(80W、85W以上の区域)

壁、天井の遮音工事、窓、ふすま、戸等建具の防音建具への取替工事、冷暖房機、換気装置を設置する空調工事
- 第2工法(75Wの区域)

第1工法の内容から壁、天井の遮音工事を除いた工事

④ 機能復旧工事

- 防音工事により設置した冷暖房機が、10年以上経過し、その機能の全部又は一部を保持していない場合
- 防音工事により外部開口部に設置した防音建具が一定期間経過し、その機能の全部又

は一部を保持していない場合

- ⑤ 「バリアフリー対応住宅」「フレックス対応住宅」あるいは身体障害者、要介護者が居住する住宅を対象とした防音区画改善工事及び85W以上の区域に所在する住宅を対象として、家屋全体を一つの区画として、その外郭について行う外郭防音工事もある。

第一種区域	W E C P N L 85以上90未満(第1工法)	昭和54年8月31日指定 平成19年5月1日指定解除 昭和55年9月10日指定
	W E C P N L 80以上85未満(第1工法)	平成19年5月1日一部指定解除 昭和59年3月31日指定
	W E C P N L 75以上80未満(第2工法)	平成17年10月20日指定 平成19年5月1日一部指定解除
第二種区域	W E C P N L 90以上(第1工法)	昭和54年8月31日指定 平成19年5月1日指定解除

※ 平成17年10月20日に横田飛行場に係る第一種区域（住宅防音工事の助成対象区域）等の指定及び指定解除に係る告示が行われた。指定が解除された区域及び区域が見直された区域では、平成19年4月30日までに住宅防音工事希望届の提出を行った場合には、従来と同じ内容で住宅防音工事の助成が適用された。（解除適用日：平成19年5月1日）

昭島市住宅防音工事実施状況

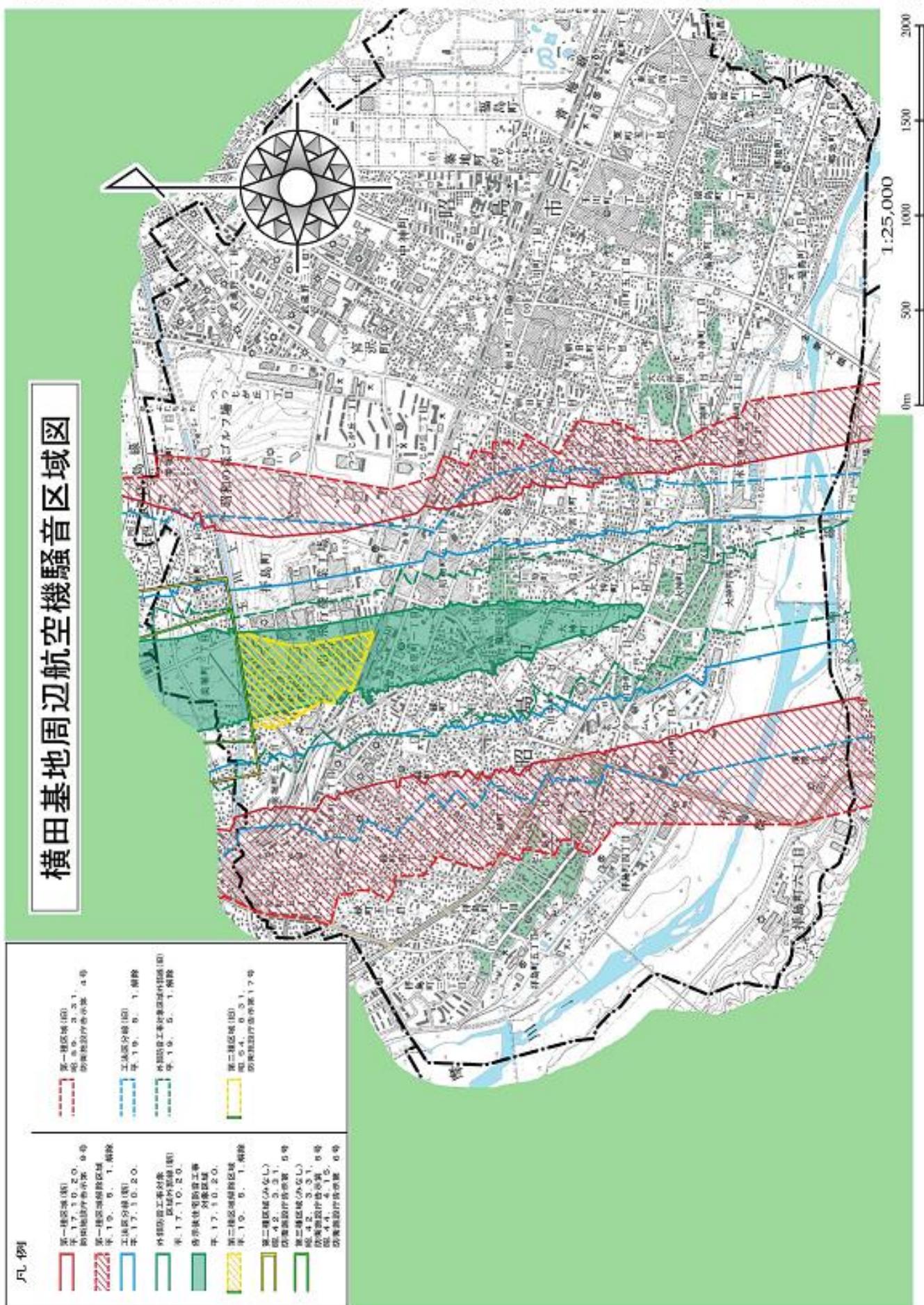
単位：世帯

新規	追加	特定新規	特定追加	建替	区画改善	外郭	告示後
S50～ H13年度	9,144	5,528	230	32	12	1	
H14年度	121	24	62		56		15
H15年度	105	32	37	1	26		48
H16年度	106	46	291	1	27		153
H17年度	57	35	226	3	16	2	54
H18年度	58	59	6	15	9	3	97
H19年度	30	104	2				49
H20年度	81	47	58	15	1	2	89
H21年度	25	23	5	1	20	3	38
H22年度	15	10	7	4	16	8	36
H23年度	13	10	4	0	9	11	46
H24年度	11	2	2	0	3	8	39
H25年度	5	2	2	0	4	9	12
H26年度	4	2	2	0	4	3	11
H27年度	4	1	2	1	6	7	14
H28年度	3	1	1	0	3	2	20
H29年度	2	1	1	0	3	7	9
H30年度	0	1	1	0	9	5	2
R1年度	3	8	1	0	1	16	7
R2年度	0	4	1	1	2	11	14
計	9,787	5,940	941	74	227	98	753
							9

工事実施世帯数は、北関東防衛局調べによる

- ・新規とは、防衛省告示により区画指定された日に現に所在する住宅に対して実施する工事。
- ・特定新規、特定追加とは、特定住宅防音事業にもとづき、80WECPNL以上の区域で、75WECPNL以上、80WECPNL未満の告示日までに建設された住宅（いわゆる告示後住宅）に対して実施する防音工事。
- ・建替とは、建替住宅防音事業にもとづき、80WECPNL以上の区域において、過去に防音工事の助成を受け、その後建替られた住宅、または建て替えられる住宅で防音工事完了後10年以上経過した住宅を対象に防音工事の再補助を実施する工事。平成11年度から実施されている。なお、平成12年度から75WECPNL以上の区域も対象となった。
- ・区画改善とは、告示日の住宅で、バリアフリーである住宅について防音補助を行う工事。平成12年度から実施されている。
- ・外郭では、85WECPNL以上の区域において、世帯人員に関わりなく居室及びユーティリティによる家屋全体を遮音構成上一つの区画となるように行う工事である。平成14年度から実施されている。

「この地図は、国土地籍院長の承認を得て、同院発行の概略地図 250000 (地図略図) を複製したものである」(承認番号 平17発認 第420号)



ウ 移転の補償等（第5条）

航空機の離着陸等の頻繁な実施により騒音が特に著しいと認めて、防衛施設庁長官が指定した区域内に現存する建物等の所有者が移転等を希望した際、予算の範囲内において国が補償する制度である。

（集団移転）

本市においては、横田基地滑走路の南端に隣接し航空機騒音被害の最も著しい堀向地区住民から、航空機騒音の防止と危険排除を求める請願が市議会に提出されたことに端を発し、国の法律が制定される以前、全国初のケースとして集団移転が実施された。

（集団移転経過）

昭和39年7月	堀向地区住民（和泉会、中央会）は、航空機騒音により「他地区へ移転できる補償をしてほしい」と請願を市議会に提出
昭和39年10月	市及び市議会は、この請願の趣旨に沿って政府に民生安定対策を強く求め、集団移転問題が動き出した
昭和40年7月	政府は、「基地問題等閣議懇談会了解事項」を発表し、移転問題についての基本となるべき解決方針を打ち出した
昭和41年11月	和泉会、中央会の224戸が移転することになり、その移転先について、市が都営住宅などを斡旋、また、宅地造成して、移転先の確保を図ることになる
昭和42年3月	市の宅地造成事業は、団地内総面積約33,900m ² 、区画数154区画、1区画当たりの標準面積140m ² として設計、団地の名称は、大神町の字名をとり「東ノ岡団地」と仮称した
昭和42年10月	「東ノ岡団地」宅地造成工事着手
昭和43年2月	「東ノ岡団地」宅地造成工事完了
昭和47年3月	42年度から46年度までの入居者 153世帯。残り1区画は、地元自治会集会所用地として分譲し、5年にわたる「東ノ岡団地」への集団移転事業は完了した
昭和49年3月	これまでに、堀向地区の移転指定区域内に居住していた約840世帯のうち、570世帯が「東ノ岡団地」、都営住宅、市外などに移転した

航空機騒音による集団移転（拝島町堀向地区）



集団移転前



移転後



現在



出典：
国土地理院撮影の航空写真
(昭和31年撮影) より一部抜粋



出典：
国土地理院撮影の航空写真
(昭和62年撮影) より一部抜粋



出典：
航空写真撮影デジタル画像データ
より一部抜粋 (令和4年1月撮影)

(移転後の国有地について)

集団移転後の堀向地区（昭島市美堀町2丁目及び3丁目）に所在する国有地は、住宅地に虫食い状態に点在しており、雑草が繁茂し、夏季には蚊の発生、冬季には枯草による火災の危険性等、地元住民からの苦情が絶えなかった。昭和45年1月に野火が発生したことを機に、地元住民は自ら除草を行い、さらに雑草の繁茂を防止する目的で菜園等を設置し、良好な住環境の確保に努め、半世紀余りにわたる期間が経過した。

こうした中、平成28年度の会計検査で、当該地域における国有地について、国によって適正に管理されていない旨の指摘がされた。国は問題の解決に向け、土地の有効活用を図る観点から、これまでの公共的な目的の使用のほか、新たに個人への有償での使用許可を認める方針を示し、令和元年8月、地元住民に対する説明会を開催した。しかしながら、国が示す方針に対し一部住民からは同意を得るに至らなかった。更なる混乱を招くことが懸念されたことから、市は国の取組に協力し、地域住民の意向を踏まえ、令和3年度より市民花壇として使用許可を受けた国有地を、市民に有償で貸し出すこととした。

令和4年4月1日現在 市民花壇使用件数 28件 使用面積 771.48m²



点在する国有地



市民花壇

エ 基地周辺財産の使用（第7条）

基地周辺には、航空機の離着陸等により生ずる騒音障害が著しい地域について、移転等により国が買い入れた土地がある。昭島市には約15.5haの国有地があり、緑地帯その他の緩衝地帯等となっている。市では、これらの国有地の一部を「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第7条（買い入れた土地の無償使用）により、国から借用し広場等として活用している。また、平成23年には国の整備による施設を含む公園「エコ・パーク」が開園した。

使 用 目 的	面 積 (m ²)
公 園	38,861.19
広 場	2,815.07
種苗育成施設	4,843.63
資材保管施設	3,184.10
道 路	4,162.84
消防関係施設	57.0
下水道関係施設	1,563.66
ごみ処理施設	19,867.70
掲示板等小規模施設	7.64
市民花壇	771.38
合 計	76,134.21

オ 民生安定施設の助成（第8条）

前記第3条、第4条の助成が障害を直接的に防止し、又は軽減するため公共施設及び住宅について、必要な工事を行うときの助成であるのに対し、本条は防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民が生活上又は事業活動上被る阻害を障害として幅広く捉え、地方公共団体が民生安定の見地から、その障害の緩和に資するために行う施設の整備について、必要な措置を採るとき国がその費用の一部を補助するものである。

(過去10年間の事業)

平成24年度	市民会館・公民館大規模改修工事（設計） 市民会館・公民館大規模改修工事
平成25年度	松原町コミュニティセンター新築工事 消防ポンプ車購入 昭和会館耐震診断調査 拝島会館耐震診断調査 市民会館・公民館大規模改修工事
平成26年度	福島会館空調設備等改修工事（設計） 拝島会館耐震補強等工事（設計）
平成27年度	福島会館空調設備等改修工事 昭和会館気密建具取替等改修工事（設計） 拝島会館耐震補強等工事
平成28年度	防災行政無線等デジタル化事業 昭和会館気密建具取替等改修工事 (仮称) 教育福祉総合センター整備事業
平成29年度	防災行政無線等デジタル化事業 (仮称) 教育福祉総合センター整備事業 緑会館空調設備等改修工事（設計）
平成30年度	防災行政無線等デジタル化事業 教育福祉総合センター整備事業 緑会館空調設備等改修工事（設計）
令和元年度	防災行政無線デジタル化事業 教育福祉総合センター整備事業
令和2年度	防衛行政無線デジタル化事業 大神会館外壁等改修工事（設計）
令和3年度	防衛行政無線デジタル化事業 大神会館外壁等改修工事

8条（過去10年間の補助金）

(単位：千円)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
82,938	369,059	3,287	95,341	117,118
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
170,626	962,503	1,598,136	45,968	97,873

力 特定防衛施設周辺整備調整交付金（第9条）

国は、防衛施設の設置又は運用が、周辺地域に及ぼす影響等を考慮したとき、特に配慮する必要があると認められる場合に、防衛施設及び市町村をそれぞれ特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村として指定、交付金を交付することができる。交付金は、公共用施設の整備のための費用に充てるとされてきたが、平成23年4月、法律の一部改正が行われ、生活環境改善・地域開発の円滑な実施に寄与する事業、基金造成のための費用としても充当することが認められた。なお、交付額については、防衛施設の形態、運用様態、市町村の状況等の条件に基づき算出される。

(過去10年間の事業)

平成24年度	航空機騒音測定機器購入 なしのき保育園内壁等改修工事 自動体外式除細動器購入 清掃センター焼却施設改修（白煙防止空気加熱器及び空気予熱器・主灰出しひンベア・排ガス分析計・誘引送風機・無停電電源装置） 防災衛星携帯電話購入 小・中学校音声調整卓購入 小・中学校プール改修工事 拝島第二小学校プール浄化装置改修工事 小学校グラントイアノ購入 清泉中学校給食配膳用昇降機改修工事 堀向会館耐震補強工事（設計） 市民会館大ホール舞台機構改修工事 学校給食調理用機器整備事業 消防団第1分団詰所耐震補強工事（設計） 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金
平成25年度	松原町三丁目児童遊園便所改築工事 清掃センター焼却施設精密機能検査 消防団第1分団詰所耐震補強工事

	小学校音声調整卓購入 中学校プール改修工事 小学校プール浄化装置改修工事 小学校給食配膳用昇降機改修工事 小学校グランドピアノ購入 小学校教育用コンピュータ購入 堀向会館耐震補強工事 運動施設管理用トラクター購入 学校給食調理用機器整備事業 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金
平成26年度	清掃センター焼却施設修繕 交通安全施設設置工事 朝日備蓄倉庫外壁等改修工事 消防団第2分団詰所外壁等改修工事 防災行政無線等デジタル化事業 小・中学校音声調整卓購入 小・中学校プール改修工事 小学校プール浄化装置改修工事 小学校給食配膳用昇降機改修工事 玉川会館耐震補強工事 学校給食用給食調理機器整備事業 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金
平成27年度	廃棄物収集運搬車購入 消防ポンプ車購入 (仮称) 拝島駅前備蓄倉庫整備事業 防災行政無線等デジタル化事業 小学校プール改修工事 小学校プール浄化装置改修工事 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金
平成28年度	航空機騒音測定機器整備事業 廃棄物収集運搬車購入 小・中学校プール・浄化装置改修工事 小学校プールピット改修工事 中学校校庭防球ネット設置工事 学校給食用食器洗浄機購入

	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金
平成29年度	拝島駅前備蓄倉庫新築工事 小学校プール改修工事 市民会館・公民館屋上等防水改修工事 市民交流センター建設事業基金 乳幼児医療費助成事業基金 中学校コンピュータ教室等機器整備事業基金 アキシマクジラ化石複製品等作成事業基金 市民会館・公民館外壁改修事業基金
平成30年度	あきしまくじら号作成事業 小学校プール改修工事 学校給食調理備品購入 市民交流センター建設事業基金 乳幼児医療費助成事業基金 小学校コンピュータ教室等機器整備事業基金 中学校コンピュータ教室等機器整備事業基金 アキシマクジラ化石複製品等作成事業基金 市民会館・公民館外壁改修事業基金 図書館システム整備事業基金
令和元年度	公共施設防犯カメラ設置事業 郷土資料室展示環境整備事業 教育福祉総合センター備品購入 中学校プール改修工事 学校給食備品購入 市民交流センター建設事業基金 乳幼児医療費助成事業基金 学校図書館支援員配置事業基金 小学校デジタル教科書整備事業基金 小学校コンピュータ教室等機器整備事業基金 中学校コンピュータ教室等機器整備事業基金 アキシマクジラ化石複製品等作成事業基金 図書館システム整備事業基金
令和2年度	公共施設防犯カメラ設置事業 昭島駅南口立体自転車等駐車場塗装等工事 (仮称) 都営昭島福島町団地備蓄倉庫新築等工事 (設計)

	小学校プール浄化装置改修工事 市民会館・公民館舞台設備改修工事（設計） 学校給食備品購入 市民交流センター建設事業基金 乳幼児医療費助成事業基金 学校図書館支援員配置事業基金 小学校デジタル教科書整備事業基金 小学校コンピュータ教室等機器整備事業基金 中学校デジタル教科書整備事業基金 中学校コンピュータ教室等機器整備事業基金 図書館システム整備事業基金
令和3年度	航空機騒音測定機器購入 東中神駅前備蓄倉庫新築工事 総合スポーツセンター外壁等改修工事（設計） 学校給食調理備品購入 中学校給食施設設備品購入 市民交流センター建設事業基金 乳幼児医療費助成事業基金 小学校コンピュータ教室等機器整備事業基金 中学校コンピュータ教室等機器整備事業基金 英語技能調査事業及び体験型英語学習施設利用事業基金 図書館システム整備事業基金

9条（過去10年間の交付金）

（単位:千円）

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
295,158	282,733	285,911	293,723	296,774
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
334,606	341,793	361,882	420,027	457,298

（2）その他の助成

ア 防音事業関連維持費

防音工事が施工された学校、保育園を対象に温度保持設備等で使用した電気料金、ガス料金の基本料金に3分の2を、使用料金に10分の5.5を乗じて得られた額の範囲内において補助されている。

平成28年度以降、3級及び4級機能復旧工事の補助率引き上げ及び維持費における補助

の見直しがされたことにより、3級及び4級相当の防音工事による機能復旧工事を実施した施設の維持費については、補助の対象外となった。

令和3年度現在、維持費対象施設数は、小中学校17校となっている。

防音事業関連維持費（過去10年間の補助金）

（単位：千円）

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
20,132	19,796	15,141	10,540	16,899
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
18,569	19,599	18,603	25,426	18,633

イ 施設区域取得等事務委託金

国は、施設区域取得に係る各種連絡調整等の事務経費を市町村に交付している。

（過去10年間の委託金）

（単位：千円）

	平成24～平成30年度	令和元年度～
各年度の委託金	300	320

ウ 基地交付金と調整交付金

（ア）基地交付金

基地交付金は、「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年法律第104号）」に基づき、国が所有する固定資産のうち、アメリカ合衆国軍隊に使用させている固定資産及び自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫等の用に供する固定資産が市町村の区域内に広大な面積を占有し、市町村の財政に著しい影響を及ぼしていること等を考慮し、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需用に対処するための財政補給金的なものとして交付されるものである。

基地交付金（過去10年間の交付金）

（単位：千円）

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
13,198	13,259	13,107	13,107	13,107
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
13,575	13,349	14,139	14,211	14,199

(イ) 調整交付金

調整交付金は、本市では該当がないが「施設等所在市町村調整交付金（昭和45年自治省告示第224号）」に基づき、アメリカ合衆国軍隊の所有する資産が市町村助成交付金の対象とされていないこと並びに米軍及びその構成員等に係る固定資産税、軽自動車税等の市町村税の非課税措置による税財政上の影響を考慮して、財政補給的なものとして交付されるものである。

エ 再編交付金

再編交付金は、新しい訓練の実施や施設建設等、在日米軍の再編計画に関する自治体に対し「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づき交付された。

(これまでの事業)

平成19年度	崖線緑地保全事業（用地取得）
平成25年度	コミュニティバス購入 防犯カメラ購入 玉川備蓄倉庫整備用地取得 玉川備蓄倉庫新築工事設計 教育振興基金 エコ・パーク管理運営基金
平成26年度	防犯カメラ購入 玉川備蓄倉庫新築工事 もくせいの杜備蓄倉庫整備事業 教育振興基金
平成27年度	防犯カメラ購入 もくせいの杜備蓄倉庫新築工事 教育振興基金
平成28年度	防犯カメラ購入 教育振興基金

再編交付金（これまでの交付金）

(単位:千円)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
25,958	69,204	69,204	69,204	103,835
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
103,835	103,835	103,835	77,876	51,888

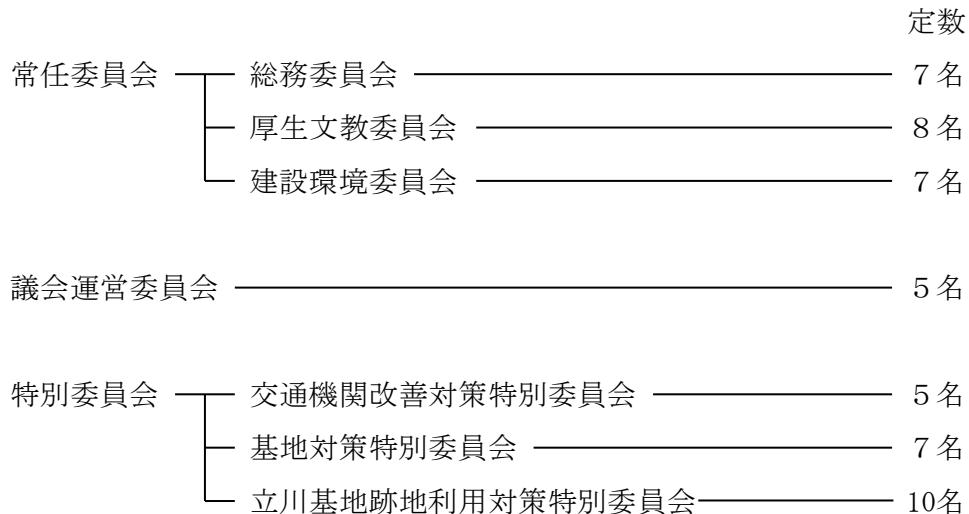
6 基地と市議会

(1) 市議会の組織

(令和4年4月1日現在)

[議員定数] 現議員数 22名
条例定数 22名

〔構 成〕



(2) 基地対策特別委員会

横田基地に起因し発生する航空機騒音は、朝鮮戦争終結時を境に航空機がプロペラ機からジェット機に移行したことに伴い一層激化した。

この航空機騒音に耐えかねた堀向地区周辺住民1,236名の署名により、昭和35年12月の市議会に「米軍基地による堀向地区騒音防止について」の請願が提出された。

市議会では、「横田基地騒音対策特別委員会（7名）」を設置し、騒音被害の防止等に取り組み一定の成果を得た。

以来、議会の立場から機会を捉えては政府関係当局をはじめ米軍当局に対して騒音被害の実情を訴え、騒音の軽減、障害防止施策の充実等の要請活動を行うなど民意の反映に努めている。

(3) 基地関係の主な決議・意見書

議 決 年 月 日	件 名
昭和37年10月30日	基地周辺対策特別措置法制定要望の決議
昭和38年12月14日	F 1 0 5 D 戦闘爆撃機の板付基地より横田基地への移駐反対に関する決議
昭和39年9月9日	米軍航空機の墜落事故等危険防止に関する要望決議
昭和39年12月24日	横田基地周辺の騒音及び危険排除に関する要求決議
昭和41年10月5日	大型輸送機及びF 1 0 5 D 機の即時撤去と騒音激増に抗議する決議
昭和42年10月5日	F 4 ファントム機の横田基地配備反対に関する決議
昭和42年12月20日	掘向地区集団移転後の空地利用に関する意見書
昭和43年3月30日	基地周辺の障害防止工事促進に関する要望決議
昭和43年3月30日	駐留軍関係離職者等臨時措置法の存続と同離職者対策センター無料職業紹介事業認可促進に関する要望決議
昭和43年6月6日	米空軍の横田基地より即時撤退を要求する決議
昭和43年9月18日	駐留軍労務者の離職対策に関する要望決議
昭和44年3月26日	基地関係公害対策確立に関する意見書
昭和44年3月26日	横田基地へのジェット空輸部隊配置反対に関する決議
昭和44年10月27日	米軍弾薬庫の横田基地移設反対に関する決議
昭和46年10月18日	立川基地の平和利用に関する意見書
昭和46年12月23日	立川基地の自衛隊移駐強行に抗議する決議
昭和47年7月24日	横田基地からのベトナム出撃即時中止、立川基地自衛隊本隊移駐に反対する決議
昭和47年10月27日	立川基地の油流出による多摩川汚染と立入調査拒否に抗議する決議
昭和47年12月14日	立川基地の平和的公共利用を阻害する自衛隊移駐反対に関する決議
昭和50年7月28日	米空軍戦術空輸部隊の横田基地移駐反対に関する決議
昭和50年9月26日	米空軍第3 4 5 戦術空輸部隊の横田基地移駐に抗議する決議
昭和50年12月19日	横田・立川軍事基地の早期返還と跡地の平和利用促進に関する意見書
昭和50年12月19日	横田基地周辺の生活環境の整備に関する要望決議
昭和51年3月31日	基地周辺の生活環境の整備等に関する決議
昭和51年6月18日	立川基地返還跡地の利用に関する意見書
昭和52年3月28日	基地返還に伴う損失補償法制定に関する要望決議
昭和52年8月20日	立川基地跡地に仮称昭和記念公園の設置に関する意見書

議 決 年 月 日	件 名
昭和52年12月20日	立川基地の地元跡地利用計画の実現に関する意見書
昭和53年11月6日	米軍基地従業員の雇用安定等に関する決議
昭和54年2月3日	立川飛行場返還国有地の処理に関する意見書
昭和55年3月28日	基地交付金激減緩和措置の継続に関する意見書
昭和58年3月23日	ミッドウェー艦載機の横田基地飛行訓練中止に関する意見書
昭和60年12月20日	横田をはじめ在日米軍基地からの核戦争遂行手段撤去に関する意見書
昭和62年9月25日	三宅島への米艦載機夜間発着訓練基地建設に反対する意見書
平成3年3月27日	基地関係予算の増額確保に関する意見書
平成5年12月17日	横田基地騒音公害訴訟の和解勧告受け入れを求める意見書
平成7年10月6日	沖縄県における米兵による少女暴行事件に抗議し、日米地位協定の見直しを求める意見書
平成11年6月22日	米軍横田基地の軍民共同使用に反対する意見書
平成11年6月22日	周辺事態安全確保法に関する意見書
平成16年9月24日	沖縄、米軍ヘリコプター墜落事故に対する意見書
平成18年6月22日	基地対策予算の増額等を求める意見書
平成21年6月23日	基地対策予算の増額等を求める意見書
平成24年6月25日	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関する意見書
平成24年6月25日	基地対策予算の増額等を求める意見書
平成25年10月2日	垂直離着陸輸送機CV-22オスプレイを横田基地に配備しないことを求める意見書
平成27年6月16日	横田基地へのCV-22オスプレイの配備に対する決議
平成29年6月30日	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関する意見書

7 関係団体及び周辺市町との連携

(1) 全国組織

①全国基地協議会

[設立等の経緯]

昭和30年11月、全国基地協議会の前身である「駐留軍基地関係都市協議会」が発足した。設立総会には、当時駐留軍に提供された基地の所在する69市のうちの24市が出席した。

昭和32年5月、「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」が成立したが、交付金の対象に自衛隊が使用する固定資産も含まれていたことから、自衛隊所在地の市にも加盟を依頼した。同年7月に開かれた役員会で規約改正が行われ、協議会の名称を「基地関係都市協議会」に変更、加盟市は105市となった。

昭和33年12月の役員会で協議会の運動をより強力にするため、関係町村に加盟を勧奨することとした。翌34年2月の総会で、協議会の名称を「全国基地協議会」に変更した。令和3年4月1日現在の会員数は、1都159市72町村の232都市町村である。(沖縄県の自治体は、本協議会には加盟していない。)

全国基地協議会規約

(昭和30年11月16日制定)

(名称)

第1条 この会は、全国基地協議会という。

(組織)

第2条 駐留軍及び自衛隊が所在する全国地方団体をもって組織する。

(事務所)

第3条 この会の事務所を全国市長会内に置く。

(目的)

第4条 この会は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する調査研究並びにその具体的解決策を強力に推進することを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、次の事業を行う。

1. 国有提供施設等所在市町村の実態調査並びに研究
2. 国有提供施設等の所在に伴う税収の欠陥に関する対策
3. その他本会の目的達成に必要なこと

(役員)

第6条 この会に次の役員を置き関係団体の長の中より互選する。

会長 1名

副会長 若干名

理 事 若干名

監 事 2 名

役員の任期は2年とする。ただし、任期満了後も後任が決定するまでは、なおその職務を行う。

第7条 本会は、必要に応じ顧問及び相談役を置くことができる。

(会計)

第8条 本会の経費は各関係団体の分担金、寄附金その他の収入をもってこれを支弁する。

第9条 本会の毎年度歳入歳出予算は役員会の議決を経て、総会の承認をうるものとする。

第10条 本会の決算は役員会の認定に付し、総会に報告するものとする。

(補足)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

(付則・省略)

[会員数] (令和3年4月現在)

232都市町村 (1都159市72町村)

[会長]

長崎県佐世保市長 朝長則男 (令和3年度現在)

②防衛施設周辺整備全国協議会

[設立等の経緯]

昭和34年8月、全国防音対策協議会が飛行場基地所在の13市10町村の23市町村により発足した。

昭和41年7月、「防衛施設周辺の整備等に関する法律」の成立に際し、基地交付金制度を同法律に吸収しようとする動きが起こったため全国基地協議会との役割分担を明確にし、基地周辺の民生安定施策の推進については、「防衛施設周辺整備全国協議会（同年7月全国防音対策協議会を改組）」が当たることとなった。

その後、前述の整備法では基地所在市町村の実情にそぐわなくなったため本協議会での運動の結果等により、昭和49年5月、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」が成立した。新整備法には、従来の事業の拡充に加え、住宅防音工事助成、特定防衛施設周辺整備調整交付金（9条交付金）などが盛り込まれた。

令和3年4月1日現在の会員数は、155市87町村の242市町村である。（沖縄県の自治体は、本協議会には加盟していない。）

防衛施設周辺整備全国協議会規約

（昭和41年7月1日制定）

（名称）

第1条 本会は防衛施設周辺整備全国協議会という。

（事務所）

第2条 本会の事務所を全国市長会内に置く。

（組織）

第3条 本会は防衛施設の所在及びその周辺の地方公共団体をもって組織する。

（目的）

第4条 本会は自衛隊等の行為によって生ずる損失の補償、障害の防止及び防衛施設周辺の整備を促進することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的とする。

（事業）

第5条 前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 損失の補償及び障害の防止又は軽減に関する調査研究及びその対策
2. 防衛施設周辺整備に関する調査研究及びその対策
3. 飛行場周辺の安全に関する調査研究及びその対策
4. その他防衛施設周辺整備に関し、必要と認めた事業

（役員）

第6条 本会に次の役員を置き関係団体の長の中より総会において互選する。

ただし、副会長1名は全国基地協議会会長をもってこれに充てる。

会長	1名
副会長	若干名
理事	若干名
監事	2名

第7条 役員の任期は2年とする。但し任期満了後も後任者が決定するまで、なおその職務を行ふ。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総轄する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長代理となる。

理事は、会務の処理にあたる。

監事は、会計の監査にあたる。

第9条 本会に顧問、参与を置くことができる。

(会議)

第10条 理事会は会務及び重要事項を審議する。

第11条 本会は毎年1回定期総会を開催し、必要あるときは、臨時総会を開くことができる。

(会計)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。

第13条 本会の経費は関係団体の分担金及び寄附金、その他の収入をもってこれに充てる。

第14条 本会の毎年度歳入歳出予算は理事会の議決を経て総会の承認をうるものとする。

第15条 本会の決算は理事会の認定に付し、総会に報告するものとする。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会に諮って会長が定める。

(付則・省略)

[会員数] (令和3年4月現在)

242市町村 (155市87町村)

[会長]

北海道千歳市長 山口 幸太郎 (令和3年度現在)

(2) 基地周辺市町との組織

①横田基地周辺市町基地対策連絡会

[設立等の経緯]

横田基地の周辺市町（5市1町）は、昭和58年1月に横田基地において、米空母艦載機による離発着訓練が開始されたこともあり、基地に起因する騒音等共通の諸問題を相互に協力し、具体的解決事項について研究協議するため「横田基地周辺市町基地対策連絡会」を設立した。

横田基地周辺市町基地対策連絡会規約

（昭和58年5月27日制定）

（名称）

第1条 この会は、横田基地周辺市町基地対策連絡会（以下「会」という。）という。

（目的）

第2条 会は、横田基地の所在することによって起こる共通の諸問題を調査研究するとともに相互に協力し、関係行政機関と連絡を密にし、地域住民の福祉の向上を図るための具体的解決事項について研究協議することを目的とする。

（組織）

第3条 会は、横田基地の所在する次の周辺市町の長により組織する。

立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町

2 会には調整会を設置し、会の運営を行う。

3 調整会は、会の市町の基地対策担当職員をもって構成する。

（事業）

第4条 会は、目的達成のため、次に掲げる事業を行う。

（1）横田基地が所在することによって起こる航空機等の事故並びに騒音防止に関する調査及び研究

（2）横田基地が所在することによって起こる騒音その他被害に対する補償措置等に関する調査及び研究

（3）その他会の目的達成に必要なこと

（幹事市町）

第5条 第3条第1項に掲げる周辺市町は順次幹事となり、会及び調整会の運営及び会計にあたる。

2 幹事市町は、会及び調整会を代表し、会及び調整会の会務を総理するとともに会及び調整会の経理を処理する。

3 幹事市町となる期間は、1年とする。

(会議)

第6条 会の会議は、必要に応じて幹事市町が召集する。

2 調整会は、定例会及び臨時会とし、定例会はおおむね毎月1回、臨時会は必要に応じ、幹事市町が召集する。

(経費)

第7条 会及び調整会の活動に要する経費は、加入市町の負担とする。

(事務局)

第8条 会及び調整会の事務を処理するため、事務局を幹事市町に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に協議して定める。

(付則・省略)

[幹事となる順序]

福生市、昭島市、立川市、武蔵村山市、瑞穂町、羽村市

[平成28年度幹事市町 瑞穂町]

②横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

[設立等の経緯]

基地周辺5市1町は昭和58年から連絡会を設立し、基地に起因する諸問題に連携し取り組んでいたが、平成8年5月東京都知事が横田基地周辺を視察した際、地元自治体からの提案を東京都が受け入れ、平成8年11月に東京都と基地周辺市町（5市1町）で組織する「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」を設立した。

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会規約

（平成8年11月11日制定）

(名称)

第1条 この会は、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、東京都と横田基地が所在する周辺市町が密接に連携し、基地に起因する問題の解決に向け、基地の整理・縮小・返還を含めた協議を行うことにより、住民福祉の向上を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、東京都及び立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町をもつ

て組織する。

(事業)

第4条 協議会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 基地に関する問題の解決策の検討
- (2) 国、在日米軍への要請
- (3) 基地問題に関する情報の収集等
- (4) その他協議会の目的達成に必要なこと

(役職員)

第5条 協議会に次の役職員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(役職員の選任)

第6条 役職員の選任は、次の方法による。

- (1) 会長は都知事とする。
- (2) 副会長は横田基地周辺市町基地対策連絡会の幹事市町長とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、定例会及び臨時会とし、会長が召集する。

- 2 定例会は、都知事及び関係市町長による会議として、年1回の開催とする。
- 3 臨時会は、必要に応じて開催する。

(幹事会)

第8条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営に関する調査事項を処理する。
- 3 幹事は、東京都都市整備局の理事級職及び関係市町の基地対策担当部長をもって充て、幹事長は東京都都市整備局の理事級職とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、東京都に置く。

(会計)

第10条 協議会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 協議会の活動に必要な経費は、加入都市町の負担とする。
- 3 協議会の予算の決定及び決算の承認は、定例会において行う。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、協議会にはかつて会長が定める。

(付則・省略)

[会長：東京都知事]

[副会長：横田基地周辺市町基地対策連絡会の幹事市町の長が務める。]

8 要請活動（令和3年度）

実施年月日	内 容
令和3年 4月2日	横田基地関係者による飲酒を伴う交通事故について（要請） 〔横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会〕 要請先：北関東防衛局長、横田防衛事務所長、 在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官
5月4日	空母ロナルド・レーガン艦載機の着陸訓練について（要請） 〔横田基地周辺市町基地対策連絡会〕 要請先：外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、横田防衛事務所長、 在日米軍司令官、在日米軍海軍司令官、米海軍厚木航空施設司令官、 米海軍第6空母航空団司令官、第5空軍司令官、在日米軍横田基地第 374空輸航空団司令官
5月17日	米空軍グローバル・ホークの横田飛行場への一時展開について（要請） 〔横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会〕 要請先：北関東防衛局長、横田防衛事務所長、 在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官
令和3年 7月14日	・防衛施設周辺整備事業に係る補助事業採択基準等の適切な見直しを求める要請 ・基地周辺整備対策の推進について要請 〔昭島市〕 要請先：防衛大臣、北関東防衛局長
7月21日	CV-22オスプレイの横田飛行場配備について（要請） 〔横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会〕 要請先：外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長 在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官
9月28日	仙台空港へのCV-22オスプレイの予防着陸について（要請） 〔横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会〕 要請先：北関東防衛局長、横田防衛事務所長、 在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官
11月30日	横田基地における正月三が日の飛行停止について（要請） 〔横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会〕 要請先：北関東防衛局長、横田防衛事務所長、
12月2日	館山航空基地へのCV-22オスプレイの予防着陸について（要請） 〔横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会〕 要請先：北関東防衛局長、横田防衛事務所長、 在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官

実施年月日	内 容
12月24日	<p>横田基地対策に関する要望（総合要請） 国への要望事項 [横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会] 要請先：内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣、防衛大臣、北関東防衛局長</p>
12月27日	<p>横田基地対策に関する要請（総合要請） 在日米軍への要望事項 [横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会] 要請先：在日米軍兼第5空軍司令官、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官</p>
令和4年 1月7日	<p>横田基地における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について（要請） [横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会] 要請先：外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、横田防衛事務所長 在日米軍兼第5空軍司令部司令官、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官</p>

※ 記載内容は、令和4年3月31日現在